

発 言 者	議 事
委 員 長 委 員 長 委 員 長 委 員 長 農 林 商 工 課 長 委 員 長	〔 9 月 9 日 〕 皆さん、おはようございます。 ただいまの出席委員数は 8 名であり、定足に達しておりますので、昨日に引き続き会議を開きます。（ 1 0 : 0 0 ） 審議に入る前に、昨日、上戸委員質問ありました 1 5 款財産収入、町有林素材売払収入と、町有林立木支払収入の違いと立米当たりの単価について、農林商工課から報告がございました。 農林商工課長 上戸委員からの御質問のありました財産売払収入の町有林売払収入、それから町有林素材売払収入の違いでございますが、まず町有林素材売払収入につきましては、町が所有する町有林の育成の過程の中で、間伐を加えた材木、その間伐材を搬出して、それを売り払うというようなものでございます。 また、立木売払収入につきましては、一山幾らというのですが、要するに土地になっている木を売り払うものでございまして、そういうものの違いでございます。 また、立米当たりの単価でございますが、まず素材売払収入の立米当たりの単価につきましては 6 , 1 9 3 円というふうになっております。また、立木売払収入につきましては 3 , 8 4 4 円というふうになっております。 以上でございます。 上戸委員、よろしいでしょうか。

委 員 長 上 戸 委 員	7 番、上戸委員 今、御説明いただきましたけれども、もう少し分からなかったんですけれども、素材売払収入が間伐材だとかそういうものだとか、それから、立ち木の部分は一山幾らだとかというふうなことで、どうしてこの物品と不動産に分けるんだということをまず聞きたかったんです。それと、単価について、素材が6, 139円、それから立ち木の分で3, 943円。こんなに差があるんだったら素材で売ったほうがもっと収益が上がるような気もする、単純に考えれば。だからこの辺の説明をもう少し付け加えていただければと思いますので、よろしくお願いします。
委 員 長 税 務 財 政 課 長	税務財政課長 素材のほうがなぜ物品か、そして町有林立木の売払収入がなぜ不動産かということの違いなんですけれども、立木のほうに関しては民法上の規定におきまして、土地についているものということで不動産として取り扱うことというふうに規定されておりますので、不動産収入というふうになって分けられているところであると思います。
委 員 長 税 務 財 政 課 主 幹	税務財政課主幹 引き続きその単価の違いですけれども、素材につきましては当然切った状態のものをそのまま売っていきますので買うほうの経費もかかりませんよと。それで、立木については当然立ったもの、ちょっと一山幾らという表現はあれですけれども、立っている木を自分で切り倒して出すという経費もかかっているんです。それを見越してこちらが売るものですから、当然単価設定はある程度の違いは出てしまいますので、一概に全部立っているものを売ってしまうという形には財産上なりませんし、間伐というのも当然森林を育成していくに当たっては、ある程度の木を切って少なくしていったってほかの木を育てるという必要性も出てきますので、その違いもあるので一

委 員 長 上 戸 委 員	概に、単純に山を管理する段階で、全部立木の方法でという形も取れないし素材という形にも当然ならないということを理解していただければと思います。 7 番、上戸委員
委 員 長 町 長	説明は何となく分かるんですけども、この間伐というのは、これ自分で切るんですよ、間伐は。それで、自分で切ったやつを売ると、当然間伐したときの手数料だとかそういうのがあると思うんです。それから、立木の部分は一山幾らで売るのは、これは業者がそれぞれの経費も払うということで、だけれども、単価がこんなに差があるというのはどうなのでしょう。素材のほうの経費というのは、これは町で払っている経費なんですか。 町長 上戸委員の言われているように、町の財産、町有林だとかそういうものについては、この単価というのは毎年4月の段階で、道単価というのは決まるんです。それが各町村に下ろされるのが8月に売払いのほうの単価が道から通知があると、こういうものであります。あるいは植栽のほうに係りますと、これは今度道が5月に今年の植栽の単価はこうだということで各市町村に通知をするんです。 だから植栽と伐採とは、それぞれ計算の仕方がありまして、例えばそれぞれ樹種によっても違いますし、伐採搬出費という大きな経費が伴うわけです。これはあくまでも町有林の場合、全部森林組合を通じて町内業者をお願いするというふうな方法でやっているわけですが、そういう中で経費が搬出路の道路を造ったり何なりと、いろいろな運搬だとか伐採費だとかいろいろな経費がある。これが要するにカウントされて、価格に対してどのくらいの経費がかかるかという計算をするわけです。それで初めて売渡しなりあるいは植栽なりと、こういうものの金のはじかれ

		るわけです。 ですから、今のいう間伐材という話をしましたけれども、今植栽をする計画のものについては、やはりじゅかれん方式だとかすずがき方式いろいろな伐採の方法がありまして、次の植栽に応じた、計画に応じた植栽をするということが前提になりますから、例えばそういう場所であれば全部伐採をして、土場に全部出して、地ごしらえをしながらと、こういうふうな作業になります。 ただ、一方的にまだ材木だけ伐採して持って行くというのは、これはそれぞれ業者がいろいろ今の経費を含めたいろんな経費が出てくるでしょうから、そういうふうな計算の中で単価というものが積算というものがされるわけです。 ですから、今、上戸委員が言われているように、毎年変わる単価だということも御承知おきいただきたいと思います。これは、ですから4月、5月の年度初めのほうにこういうふうな、今道から出されているのはカラマツ、杉、トドマツこれらの単価が毎年、そしてそれと同時にこの道の道森連だよりというのがあるのですが、これも道の単価を先取りして先に掲載すると、こういうのが町村に流れます。ですからこの単価を利用してそれぞれの町が単価設定する。経費もこの割合で経費算定をすると、こういうふうなルールになっております。	
委	員	長	15款、財産収入についてございませんか。44ページから47ページです。（発言する声なし）
委	員	長	それでは、ないようですので16款寄附金について、46ページから47ページです。
委	員	長	7番、上戸委員
上	戸	委 員	ちょっと聞きたいなと思っていたんですけども、この寄附金のところで一般寄附金が610

委員長 税務財政課長	万円、それから指定寄付金１１１万４，０００円あるんですけども、これは今年に限らず去年おとしもそれなりにあったというふうに思いますけれども、行政報告書の中の１８２ページなんですけれども、ここに寄附金の状況というのが記載されていまして、５０年も前の寄附金からずっと記載されています。これというのは、どういう意味合いでこの寄附金の状況というのをここに載せているのかということがちょっと分からなかったもので、これについて御説明をお願いしたいというふうに思います。 税務財政課長 こちらの寄附金につきましては、前のページのほうに奨学資金貸付金関係というふうに１８１ページにタイトル出ていまして、奨学金の原資として寄附された分の寄附金ということでこちらに掲載させていただいているということでございます。
委員長 上戸委員 税務財政課長	７番、上戸委員 ちょっと今、もう一度説明願えますか。 前のページの１８１ページに奨学資金貸付関係ということで載っているんですけども、こちらの寄附金につきましては、奨学資金の原資として寄附したいということで寄附された分をこちらに掲載しているということでございます。
委員長 上戸委員 委員長 税務財政課長	７番、上戸委員 この奨学資金が１，６４６万円、この原資の内訳だというようなことなんですか。 税務財政課長 こちらにつきましては、原資となっているのは持ち出し分であったりいろいろあるわけなんですけれども、寄附されるときに、この寄附者の方が奨学資金に充ててほしいということで寄附された

委員長 上戸委員	ということで、そういうことで寄附されたことだと思います。 7番、上戸委員 それで、あれはそれなりに明示するだとか、それにしても50年も前のものを載せる必要は、やっぱりあって載せているということですか。54年だとか45年、短いものでも平成19年ですから13年前、こういうものをこうやって載せねばならなくて載せているということですか。
委員長 税務財政課長	税務財政課長 一応、御厚意で寄附をしていただいたということで載せているというふうに思われますが、現課とちょっと協議しながら次年度以降、果たして44年のものから載せなければならないのか検討していきたいと思います。
委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 上戸委員	あと、ございませんか。16款寄附金について。（発言する声なし） それでは、17款繰入れについて46ページから49ページです。 質疑ありませんか。（発言する声なし） ないようですので、18款繰越金について、48ページから49ページ。（発言する声なし） ないようです。 19款諸収入について。48ページから57ページ。ございませんか。 7番、上戸委員 51ページのことはいいいですね。 51ページなんですけれども、道南ドクターヘリ運航費負担金の過年度精算還付金28万1,000円入ってきているんですけれども、これは過年度で何年分の負担金を戻したのか教えていただきたいと思います。

委 員 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	これは前年になりますので、平成 3 0 年度分です。
委 員 長	保健福祉課長、何か答弁ありますか。
保 健 福 祉 課 長	少々お待ちください、すみません。
委 員 長	総務政策課長
総 務 政 策 課 長	行政報告書の 1 5 9 ページに、令和元年度の運航実績、運航状況載せております。
	それで、出動要請と、それから出動件数、それから出動できなかった分類ごとに件数載せてあります。あと、一番下のほうには運航経費の計算状況ということで載せてございます。
	要するに、概算で各町負担して、精算して実績に合わせてこの分各町に戻りますよというやつ、今回過年度精算金ということで戻ってきているということで理解してほしいと思います。
委 員 長	総務政策課長、何年度という質問だったと思いますが何年度の。（もういいや、いいです。去年のやつを載せたということでの声あり）
委 員 長	その辺は。3 0 年度と言いましたか、3 0 年度ね。
委 員 長	あと、ございませんか。
委 員 長	7 番、上戸委員
上 戸 委 員	何かあまり、しゃべり過ぎて気の毒なんですけれども、5 3 ページのところで職員退職手当組合負担金精算還付金とあるんですけれども、6 0 7 万 2 , 0 0 0 円ほど。これはどういうふうなものかと、それから一番下のほうの渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金過年度精算還付金 8 万 2 , 2 5 8 円。これはどのようなものかだけちょっと。
委 員 長	上戸委員、一問一答で。一つずつお願いします。

委 員 長 総務政策課長	総務政策課長 53ページの上から3つ目、退職手当組合の精算還付金となっておりますが、これにつきましては職員の過去3年間、率がありまして概算概算で支払っていきます。3年に一度精算されるんです。その精算された結果、実は多めに払っていたよということで、今回3年分の精算ということで戻ってきた収入であります。
委 員 長 上戸委員	7番、上戸委員 そうしたら、その逆もあるということですか。
委 員 長 総務政策課長	総務政策課長 あります。一応率を、これ推計になりますけれども、担当と総務政策課のほうで協議しながら将来の退職者数だとかを勘案して、このぐらいの率でとやりますけれども、途中で例えば退職者が増えただとかということになると、逆に多く納めなければならないということも発生することがあります。
委 員 長 上戸委員	先ほど、7番、上戸委員 もう1回質問します。 同じ53ページの一番下に書いてあります渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金の過年度精算還付金8万2,258円、これはどういうものか御説明をお願いします。
委 員 長 税務財政課主幹	税務財政課主幹 精算還付金は、基本的に平成30年度に使用する町から負担した分を決算後に精算して還付ということで戻してきた分です。還付が発生する仕組みとしましては、各町村でやってもらっている件数とか人数とか金額によって、その年の負担金は一応決まるんですが、もらった収入に対し

委員 長 上戸委員 委員 長 総務政策課長	て機構さんになるべくお金をかからないように歳出をすると、当然うちの今年の決算書もそう すけれども、差引き残額出ますよね、その残額を今度当初に負担金請求したときの金額の割合 で、それぞれ構成している１７市町村に翌年決算後ですので、これから同じような議会やって多 分決算しますので、その後に返ってきた分が昨年はこれです。 ただ、うちの町としては、国保分も含めていきますので、国保会計にも同じ形で名前のもので還 付金の歳入は入っております。 以上です。 ７番、上戸委員 これ費用のほうになるのかも分からないけれども、今まで何件、今までというか、今整理機構 に預けている件数というのは何件あって、もしそれが、お金が入ってきたらどの項目に入金する のか、これをお伺いします。 総務政策課長 これまでたしか人数は変わっていないと思いますけれども、毎年１０件１０人の滞納者の方を 引き継ぎしております。ちょっと今額は手元に、課のほうから説明あるかと思いますが、 そのうち、雑入で見ているのが、実は国保税も結構な滞納額がありまして、たしか一般会計で４ 割、それから国保会計で６割の負担予算を見ているはずなんです。これ後段になって来れば国保 のほうでもこの還付金というのが出てくるのかなと思いますけれども、そういうことで、さっき 主幹から説明あったように、当初機構の人件費だとかいろんな経費、これ各町で分担して概算で 支払っていると。それで、徴収した実績だとかそれに基づいて精算して余った部分を翌年度各町 のそれぞれの負担割で戻ってくるという形でございますけれども、うちの決算上は一般会計とそ
---	--

委 員 長	れから国保会計のほうに表れてきます。
上 戸 委 員	7 番、上戸委員
委 員 長	そうしたら、徴収した分は直接お金入らないで、この負担金と相殺してという形なんですか。
税 務 財 政 課 主 幹	税 務 財 政 課 主 幹
	もらった分については、そのまま月ごとに整理したものを、入金されたものをそれぞれ依頼した滞納になっている人の税金に直接入金しています。翌月精算ですずっと入れていますので、集めたものをそのまま同じ税金に入金しています。延滞金も含めて入金しています。
委 員 長	1 9 款、ございませんか。
委 員 長	7 番、上戸委員
上 戸 委 員	本当にしゃべりづらくなったんですけども、今度は 5 5 ページなんですけれども、種子馬鈴薯を選別施設で利用料 9 5 1 万 4 , 0 0 0 円いただいていますけれども、これの徴収基準というのはどういう基準なのか伺いたいと思います。
委 員 長	農 林 商 工 課 主 幹
農 林 商 工 課 主 幹	こちらのほう、まず現在農協さんが指定管理で運営しているんですが、その選別料に上乘せす形で 1 キロ当たり 2 円を徴収させていただいております。
	以上です。
委 員 長	7 番、上戸委員
上 戸 委 員	1 キロ当たり 2 円ということは、その年によって増減があるというように思うんですけども、相対で、もらうお金の上限というの、あるんですか。
委 員 長	農 林 商 工 課 主 幹

農 林 商 工 課 主 幹			まず、計画、どれくらいを計画しているかといいますと、年間 6 , 8 0 0 トンで、平均して 1 , 3 6 0 万円の納入というのを見込んでおります。 ただ、その年によりまして当然豊作とかなれば食転とかが発生します。それで、食転の分につきましてもキロ当たり 2 円を掛けて、そういった場合には 1 , 3 6 0 万円より増えると。ただ、昨年、一昨年のように不作の年であれば、やはりキロ当たりですので 9 0 0 万円台になってしまったりというようなことになります。 以上です。
委	員	長	あとございませんか。（発言する声なし）
委	員	長	ないようです。
委	員	長	2 0 款町債について、5 6 ページから 5 0 ページです。質疑ありませんか。（発言する声なし）
委	員	長	ないようですので、次、2 1 款環境性能割交付金、5 8 ページから 5 9 ページです。ございませんか。（発言する声なし）
委	員	長	それでは、歳入全般について質疑ありませんか。
委	員	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
委	員	長	質疑ないようでございますので、暫時休憩したいと思います。（1 0 : 3 0）
委	員	長	次に、歳出の質疑に入ります。（1 0 : 3 3）
委	員	長	1 款議会費について、質疑ありませんか。6 0 ページから 6 1 ページ。（発言する声なし）
委	員	長	ないようですので、2 款総務費について質疑ありませんか。6 0 ページから 9 9 ページです。
委	員	長	上戸委員、7 番、どうぞ

上戸委員	総務管理費の中の、61ページの一番下なんですけれども、報酬で地区駐在員年額報酬344万7,260円、これ支出していますけれども、駐在員はこれ何人いるんですか。
委員長 総務政策課長	総務政策課長 25人です。
委員長 上戸委員	上戸委員、どうぞ これ支払いするのは定額ですか、それとも何か実績に応じて払うとか。
委員長 総務政策課長	総務政策課長 1つの区域の中の町内会の班ってありますよね。班数であったりだとか、班数の数であったりだとか、それから移動する場合の距離ですとか、それに基づいて支給する部分があります。
委員長 上戸委員	7番、上戸委員 不用額で去年が36万7,000円ほど、今年が33万2,000円出ていますけれども、これはやむを得ない不用額ということなんですか。
委員長 総務政策課長	総務政策課長 一応予算どおりといいますか、それで支給しています。この不用額につきましては、法務専門員の報酬、それから情報審査会の委員の日額報酬というのを予算上見ておりました。それで、実質的に委員会というか会議が開かれなかったためにこの不用額が出ているということでございます。
委員長 香川委員	6番、香川委員 75ページの一番下の項目になります。札幌厚沢部会、そして函館厚沢部会、東京厚沢部会の運営費についてお尋ね申し上げます。

委員長 総務政策課長	札幌厚沢部会は昨年１１月に私も参加させていただきましたが、実際執り行われております。ただ、函館厚沢部会、東京厚沢部会に関しては新型コロナウイルスの関係で、実際は式は行われていないわけですが、この運営費の内容、不用額出ていないんですけれども、どこまでこの運営費が入っているか内訳を教えてくださいたいと思います。 総務政策課長 まず、函館厚沢部会運営費、これは従来から１８万円ということで運営補助しております。このたび、設立４０周年ということで１２万円ほど増額させていただいて支給しております。４０周年に当たって、函館厚沢部会では記念誌を発行したいんだということで１２万円上乗せしているところでございます。 それから、東京厚沢部会につきましても、平年ですと２７万円の運営費でしたが、こちらも設立２０年ということで、こちらのほうは厚沢部町にゆかりのある人を招いて何か講演というか、例えば踊りであったり歌だとかと、そういう記念事業に使うということで、実は４４万円に増額したところであります。 それで、結果的にコロナの関係で、それをたしか実施できなくて、翌年度に持ち越して実施したいというような申出がありましたので、今回このままで支出しているという状況でございます。 委員長 香川委員 ６番、香川委員 ということは、あくまでも繰越しという格好で翌年度に持ち越すという経理ということで、そういう捉えでよろしいんでしょうか。 委員長 総務政策課長
-----------------------	---

総務政策課長	函館厚沢部会についても、実は記念誌できているということでございますが、たまたま集まる機会がなかったので今回その分は使っているんですけども、会そのものが開けなかったということで、ウイルスが収束したときには、その辺の記念誌を併せて総会なり開く予定だというふうに聞いております。 また、東京のほうにつきましても、まだ今のところコロナの影響もありますので、実際できるかどうかというのもありますけれども、会としてはその分を、収入として入っているものですから、その分をコロナの収束を見計らいながら実施するものというふうに捉えております。
委員長 山田委員	5番、山田委員 ページ数で言うと77ページになりますが、この生活維持路線バス運行費についてでございますが、1,171万7,000円余りですが、これ春の3月予算にも計上されていたのでちょっと気になって決算に質問するんですが、この額のほとんどが交付税から算入されていると聞いております。館のほうに入ってくるバスを見ても、ほとんどの人が乗っていないくて、町内を走っているほとんどのバスが同じ状況であると思います。 幾ら国のほうからお金をいただいているとはいえ、我々の税金から捻出されているわけですが、同じお金を出すのであれば、もっと効率のよい人を乗せることのできるデマンドバスとか、予約式の運行する方式のバスとかに変えるべきだと思うのですが、函館バスの維持する意味でも、これはちょっと問題あると思いますが、町長の考えとしてはこの辺に対してはどう思いますか。
委員長 総務政策課長	総務政策課長 確かにおっしゃるとおり、額が今年度、令和2年度につきましてもコロナの影響で国でどこま

委員長 山田委員	で面倒見てもらえるかという部分もありまして、これが膨らむのかなという懸念もしているところですけども、確かに今、3系統といいますか、江差ターミナルを出発して、まず函館方面に行く、これ基幹路線になりますけれども、こちらにつきましてはほぼほぼ経費と収入がちょんちょんくらいかなということで、この大きく一千何百万円の経費というのは、江差から富里方面、館方面、それから下のほうであれば稲見までというところがこの運営費のほとんどでございます。 確かに国のほうでは8割を特別交付税、それから残りの2割を定住自立圏といって函館市を中心としている近隣町村の経費の2割分、この残りの2割分もそちらのほうですくって、10割とはいえ、そこまで乗っていない車を走らせるのはどうかなというのもあります。 それで、うちの町だけで収まる部分であればすぐ変えたい部分もあるんですけども、昨今檜山管内のそれぞれの公共交通の担当課長会議なるものが立ち上がりまして、これについてダイヤも含めながらどういう運行がいいのかというのを今協議している最中でございます。 また、うちでありますと、昨年電気自動車を使った実証実験をしておりますが、そういうのをそのまま活用できるかどうかというのも、今、そのときの実証実験してもらった会社のほうからの、今提案を待っているところでございますけれども、その辺の活用を図りながらこの経費をいかに抑えながらうまく運行できるのかなというのを、今、検討してまいるところでございます。 5番、山田委員 今、お答えいただきましたが、今江差高校に通っている高校生がいまして、そのときだけバスに乗っている状況ということですが、定期代が高くて、大抵の子が親に今、送迎してもらって
---------------------	---

委 員 長 町 長	るというような状況でございます。それで、なぜかというふうにお聞きしたのですが、やはり1か月のバスの定期代を買うより、無理してでも自分の車で送って行ったほうが得だということでございました。 それで、ここで町長に1つ提案、お願いがございますが、先日の新聞にも乙部町で通学者の定期代の3分の2を補助するという記事が載っておりました。当町でもやっぱり地元の高校に通う高校生に定期代の一部を補助するべきだと思いますが、そのような考えはありますか。また、中学校3年生に対して、江差高校に進学される生徒に対してはバスの定期券を一括、乙部の上を行くのであれば全額無料にするとか、そういうような考え方はないでしょうか。 町長 今、山田委員から発言ありました。御案内のように今、函館バスを活用して、朝の高校の時間帯に合わせたうちのほうの館、稲見はつくってあるわけです。しかしながら、今お話聞くと定期代が高いというふうなお話もありました。確かにそうなのかなというふうに思うわけですが、実は私どもの町のほうからの江差高校生というのは非常に少なく、今まで、昨年までの入学生が少なく、そして江差高校に通うのにバスの時間帯が嫌だというふうな話も聞いていました。これ自由な時間で行きたいというのは、ちょっとわがままな話でしょうけれども、この時間帯が函館バスの時間帯が嫌だというふうなお話も聞きます。そんな中で、好きな時間に行くなんというのはなかなかバスは面倒な話ですから、今言われたように生活維持路線バスというのは、ほとんど乗っていないけれども、現在国の金で運行していると、こういうのが事実であります。 ただ、これらも私どもとしては、これが交付税から削られるというふうな状態になりますと、オンデマンドということを考えなければいけませんので、そういう状態になりますと、当然今の
----------------------	--

山 田 委 員 委 員 長 中 山 委 員 委 員 長 政 策 振 興 係 長	函バスの館、稲見、このラインについては考え直す考え方でおります。 ですから、そういう際にはオンデマンドでどういうふうな便利な路線が、時間帯がつかれるか、こういうことも検討していかなければならないというふうに思っていますし、もし、今、江差高校の生徒が若干増えたのかな今年は、若干人数が増えたようですから、こういう中でぜひそのバスを使いたいというような、定期の補助があれば使いたいというのであれば、これは大人ばかりじゃなくて、かつては今金だとか北檜山だとかいろんなところへやっていますけれども、そういうところは今も当然やっていますので、我々も自分の子供たちについてはやる考え方は持っております。 ただ、問題は意向調査をしながらこれからも打診していこうと、こういうふうに思います。 ぜひよろしくをお願いします。 1 番、中山委員 8 3 ページになるんですけれども、地域おこし協力隊についてちょっとお聞きしたいと思います。 行政報告を見ますと増崎さんと山本さんが新規就農を目指して去年 1 年間頑張ったということで、1 年間の就農研修のどのような研修をしていたのか、それと増崎さんが 3 月 3 1 日付で辞めて新規就農ということになったわけですが、その経緯も説明していただきたいと思います。 総務政策振興係長 行政報告 1 4 3 ページに 3 名の名簿がありますが、一番上の隊員、増崎隊員については昨年の段階でたまたま居抜きというか離農する農家さんが館町にいらっしゃいまして、そのハウスを引
---	---

委員長 農林商工課主幹	き継ぐということで、そのハウスの中で研修をしてきました。今、主幹からこの後説明ありますけれども、農業担い手育成協議会と連携いたしまして、研修内容については育成協議会のほうに託して研修を進めてきて新規就農することができるということで2年目で、1年早いですがけれども2年目で退任して今年に至っております。 2人目の山本隊員ですがけれども、実質昨年度は1年目でした。富栄の農家さんに入りましてハウスアスパラを中心に、そのほかの作物も研修して富栄の地域一体となって支援していただきまして、研修農家1人だけでなくその他4人、5人の農家さんの中で研修をして今年に至っております。そして今年の話になりますけれども、自分でハウスを建てて、今、来年度の新規就農に向けて進めております。 以上です。 農林商工課主幹 すみません、ちょっと立って失礼いたします。 まず、2人どういう研修してきたかということで、担い手協議会でどういうアプローチをしてきたかという観点で御説明いたします。 まず、増崎さんに関しましては、先ほど係長のほうから答弁あったとおり第三者継承という形でハウスを引き継ぐということですのですぐ新規就農に入れます。ただ、経営の形態としては御本人としてはやはり有機でやりたい、また、自分で販路を確保してやりたいということで、ちょっとほかの人とはパターンが違ふということにはなりますので、そこは自分の経営方針がありますので担い手協議会としても深くは踏み込めないのですが、やはりちょっと初めてのことでありますから不安がありますので、定期巡回しながらいろいろ状況を確認していたということになります。
------------------------	--

委員長 中山委員	また、山本さんにつきましては、富栄の集落の方のいろんな圃場で研修させていただいて、現在は自らの営農を目指してハウスを設置しているところでありまして、またそれにつきましても担い手協議会のほうで巡回いたしました後、農協さんとかも入っていますので、アスパラのほか何を植え付けたらいいのか、具体的な営農計画を描きながら今、定植を行ってアスパラの苗は順調に生育しているところでございます。 以上です。 1 番、中山委員 今、いろいろと本人の、2 人の活躍を期待しているわけですがけれども、大変、後からのバックアップといいますか町のバックアップ、また周りのバックアップが大変これからやっていく中では重要なことだと思うんですけれども、その辺についてどう町としては応援していくのか。 それともう一つは、新規就農になった場合に町からの新規就農の資金というのは、増崎さんには支給するのかどうか。それについてもう一度説明していただきたいと思います。 委員長 農林商工課主幹 農林商工課主幹 まず、バックアップ体制についてでございますが、こちら町というよりは町、農協、農業改良普及センター、あと指導農業士、そこが一体となって定期巡回などをしながらバックアップしていくと。一体となることによって、もちろん町のほうで制度だとかのバックアップ、また、普及センターで技術面、農協のほうで経営面ということで、バックアップ体制は整ってきたのかなとは思っております。 また、資金の面につきましては、地域おこし協力隊在籍中はもちろん給料をお支払いしているのと研修費だとか必要な資材を与えるということで研修期間中はバックアップをしていると。ま
---------------------	---

委員長 中山委員	た、新規就農時には新規就農奨励金１００万円、また、地域おこし協力隊の起業の１００万円ということで２００万円を支給。また、新規就農した後には夫婦型であれば年間２２５万円、単身であれば１５０万円、これが次世代人材育成投資という国の制度がございましてバックアップされていく形になります。 また、今までちょっと議会にはお知らせしていなかったんですけども、今、地域のほうでもやっぱり新規就農者支援しなきゃいけないということで、中山間直接支払い、こちら農業者さんのほうで協議してお金の使い道を決めるんですけども、そのほうで新規就農者のバックアップしていこうということで先日役員会で決まりまして、今コロナ禍なので書面での取りまとめにはなるんですけども、賛成多数であればそこも地域のほうで金銭面もバックアップしていくという体制も整ってきております。 以上です。 １番、中山委員 増崎さんについては、今説明の中では第三者継承というようなことなんですけれども、実質地主さんというのは今、館にいないというような状況下の中で、やはり今後やっていく中では相談役というかアドバイザーというか、そういう人を見つけてやって応援していくと。そしてしっかりと根づいてもらうということが大事だと思うんです。 さんのところに入った阿部さんも大変今一生懸命頑張っています。やはり後からの町の応援というのが重要だと思うので、そういうアドバイザー、相談役をやはり探してやってしっかりと根づいてもらうということが大事だと思うので、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。 委員長 農林商工課主幹
---------------------	---

農 林 商 工 課 主 幹	確かにバックアップ体制というのは、もちろんお金の面だけじゃなくいろいろなバックアップ体制というのが必要だと思います。 厚沢部町農業担い手協議会につきましては、ちょっと今まで御指摘も受けましたとおり、なかなか活動が活性化していなかったんですが、一昨年から定期巡回を開始して去年は全体で総会も開きまして、情報共有とかもできるような体制になっておりまして、今回ですけれども、例えば増崎さんの例で言えば、担い手協議会のほうで指導農業者の方に入っているんですけども、その方が動いて土地を見つけてくれて、あと必要だったら冷蔵庫も貸してくれているとか、地元の方のバックアップとかも得られております。 また、山本君はもう私たちというよりは、もう本当に地域の全面バックアップという形で、ちょっと師匠が多くて大変な面もあるのかもしれないんですけども、地域全体でカバーしてくれる体制もできつつあるのかなと思ひまして、そこについては私たちも入り過ぎないで、逆に地域の方がすぐ相談できるのでお任せするところはお任せしながら支援していきたいなとは考えております。 以上です。
委 員 長	1 番、中山委員
委 員 長	審議の途中ですが、11時10分まで休憩します。（11：00）
委 員 長	休憩前に引き続き審議を続行します。（11：10）
委 員 長	1 番、中山委員
中 山 委 員	先ほどのバックアップ体制でちょっと質問したんですけども、何か話に聞きますと山本君の場合はハウスを建てたくても資金が調達できなかったというようなことで聞くと、農協あたりが

委員長 農林商工課主幹	この話しすると悪いんですけども、資金を貸出しできないというようなことの話があったということで大変困っていたと。今回の町のハウスので持ち込んで何とか建ったのかどうかは分からないんですけども、やはりそういう町のほうで、なぜ農協が資金の貸出しできないのか、その辺についても話、担い手協議会の中で、話した中で今後進めていただきたいと思うんですけども、その辺についてもうちちょっと詳しく説明していただきたいと思います。 農林商工課主幹 まず、資金を借りるというのは、やはりそれは負債になりますのでそれなりの審査というものが出てきますので、貸せる貸せないの判断はされてしまうのかなと思います。そこについては貸す側の問題もありますので、担い手協議会ではちょっとそこまで踏み込めないかなというのが正直なところであります。 ただ、実際青年等就農資金とか借り入れられる資金というのもございますけれども、それというのはやはり返さなきゃいけないということで、逆に設備投資大き過ぎると後で負担になって営農が立ち行かなくなるというケースもございますので、そこはやはり慎重に進めたいというのが1つ。 あと、山本さんの話で屋根かかっていないと、地域の皆さんももちろん担い手協議会もすごく気にしていた面でございますが、そういう面やはり彼の真面目さもあって、地域の皆さん、彼を助けてやらなければいけないということもございまして、実際地域のほうが動いてくださって中山間直接支払いのほうで、これからの担い手だということで支援していこうというバックアップ体制も、地域の方が自らバックアップ体制をつくってくださって、今の課題は解決していくのかなとは考えております。
------------------------	---

委員長 委員長 上戸委員	以上です。 質疑ありませんか、2款総務費について。 7番、上戸委員 まず、63ページの交際費についてお伺いしたいと思います。
委員長 総務政策課長	100万円の予算について95万円使っていて4万8,000円ほど残したということで、私にすればかなりぎりぎりだなというふうに思いますけれども、この100万円で足りないのではないのかなという気がしますけれども、この辺はどうですか。かなり、まさか自腹切っているということはないと思いますけれども、この辺も含めてちょっとお願いしたいと思います。 総務政策課長 内訳につきましては、主に慶弔費だとか一般会計のほかの科目で見られないようなものをここで支給しております。 かつて私が記憶ある限りでは足りなくなったことはないかと思いますので、100万円で十分ではないのかなというふうに考えております。
委員長 上戸委員	7番、上戸委員 使って何かかんかメリットあるところはけちらないでどんどん支出するようにして、有効なお金で、そういうふうにしてもらいたいと思います。 続いて、81ページに移りたいと思いますけれども、81ページの13番の委託料のところ で、重油の地下タンク及び埋設配管定期点検10万4,500円支出していますけれども、この地下タンクは何年ぐらいたって、そしてもし分かるのであれば耐用年数は何年か教えていただきたいと思います。

委員長 建設水道課長	建設水道課長 この重油地下タンク配管埋設定期点検については、鶺の研修センターの重油タンクが埋設されています。それで、ちょっと耐用年数とかあれなんですけれども、昭和５７年に埋設しています。それで、消防のほうでは、今３８年使っているものです。資料、後でしますけれども、上里の老人福祉センターと、それから役場の庁舎の重油タンク埋設していたんですけれども、これについてはぎりぎり消防のほうから、たしか４０年から４５年使えばもう塗装というか、巻いているのが駄目になるので取り替えなさいという指摘されていて、上里はちょうど壊して使わなくなったんでよかったんですけれども、役場庁舎についてはまだ使っていましたので、それで平成２８年のときに、ぎりぎり消防のほうから駄目だよと指摘されて、今、地下タンクをやめて、おかタンクというんですか、それに役場のほうは替えております。 鶺の研修センターについては、あとたしか１０年くらいまだ耐用年数というか消防のほうからの取り替えなきゃならないというのは大丈夫なので、このとおり毎年検査して問題ないということ、検査で漏れていないとか問題ないということで使っています。 ただ、消防から指摘されている年数が来た時点では、重油タンク、それが壊れている壊れていないに関わらず、何らかの処理をしなければならないことになっております。ここ１か所だけです、重油タンクは。あとほかにもたしか鶺温泉もあるんですけれども、そこは新しいのでまだまだ大丈夫だと思うんですけれども。 以上です。 委員長 上戸委員 ７番、上戸委員 地下タンクは目に見えないものだから、一旦油漏れを起こせば大変な事故につながると思いま
-----------------------	--

委員 長 政策振興係 長 委員 長 上戸委員 委員 長 政策振興係 長 委員 長	すので、管理はきちんとやっていただきたいというふうに思います。 続いて、８７ページなんですけれども、８７ページの１３番の委託料のところ、移住体験住宅指定管理というのが１０４万７，０００円出していますけれども、去年が６３万円だったんですけれどもこの増えた要因というのを教えていただきたいと思います。 政策振興係 長 指定管理料につきましては、移住体験住宅が平成３０年度から２棟増えたという、それに関する指定委託料が増えた。また、利用料金を見ておりますけれども、昨今の道内の移住体験住宅、ちょっと暮らし住宅が増えてきていることで利用者が減ってきていることから、利用料金の減少による、そういうことも踏まえて委託料が増えたことになっております。 以上です。 委員 長 上戸委員 ２棟増えたから金額も増えたというふうなことでの説明だと思うんですけれども、実際どのような管理をやったのか御説明をお願いします。 政策振興係 長 こちらの支出の内容ですけれども、指定管理業者、素敵な過疎づくり株式会社の人件費のほか、寝具のクリーニング代や施設の電気料、水道代、また、浄化槽の法定点検など、そういうもろもろの管理費が入りまして、総額で２１０万円ほどになります。そちらのほうの先ほどお話ししましたけれども、２１０万円から利用料金、昨年度は１０５万円でしたので、それを引いた分が委託料として計上しております。 委員 長 ６番、香川委員
---	--

香 川 委 員	８９ページの中段よりちょっと下のほうの、８報償費についてちょっとお聞きしたいと思います。
委 員 長	町税納期前納付報奨金ということで１，３８４件と明記されていますが、この概要、いつまで納期前に納付するとこの報奨金がもらえるのか、その辺をお聞きしたいと思います。
税 務 財 政 課 主 幹	税務財政課主幹 納期前納付につきましては、対象になっているのは一般会計では町民税と固定資産税になります。固定資産税が納付が先なので、固定資産税につきましては、１期で納期限になります５月３１日までに２期、３期、４期を全て納められた方が対象になっています。同じく町民税につきましては６月３０日までの最初の納期、第１期になります。それも１１月末までの第４期までの納期の２期、３期、４期を１回目の納期の間に両者ともに納められた結果について報奨金として支払っております。ですから、極端な例で言いますと、１期払っていて２期を２、３、４とまとめた場合については、ちょっと計算上も大変な部分もありますけれども、そういう形の分についての報奨金は現在のところは支給しておりません。
香 川 委 員	分かりました。
委 員 長	９番、高田委員
高 田 委 員	８７ページの一番下なんですけれども、檜山管内７町連携事業費負担金と、東京の大田区との連携の件だと思いますが、この内容について、今どういう事業をやっておられるのかお聞きしたいと思います。
委 員 長	総務政策課長
総 務 政 策 課 長	この７町連携につきましては令和元年度で終了しております。この３１９万円につきまして

委員長 高田委員	は、主に大田区での食のフェアといいますか、大田区のフェアに各町で持ち寄った物販がメインでの負担金であります。 9番、高田委員
委員長 総務政策課長	各町で持ち寄った物販といえども、必ず誰かがそこにいますよね。誰がそこに行って、どのような事業を行ったということなんですけれども。 総務政策課長 うちの場合は酒類の関係、お酒のほう販売もありますので、素敵な過疎のメンバー2人だったかなこのときは、それからうちの商工観光のほうからも1名、それから若手の職員も1名ということでの人員になります。 各町人数的にまちまちですけれども、うちとしては4人から5人程度でしているということでございます。
委員長 高田委員	9番、高田委員 令和元年度で事業が終わるということになると、今後この檜山7町と大田区との関係というのはどういう関係を保っていくのかということとはどのように考えているんですか。
委員長 総務政策課長	総務政策課長 取りあえず7町での連携は令和元年度で終わりましたけれども、実はそのつながりをなくしたくないということで、この7町連携始まったときには、一応上ノ国町さんが音頭を取って7町連携をやってきたと。それで、5年間だけで関係が途切れるのが嫌だということで、今、上ノ国町が主で動いていて、管内に声がけしているところですが、ちょっと今何町かちょっと分からないんですけれども、結局国の補助メニューが乗かって、例えば2分の1なり幾らかでも財源が確

	保できればというのもあるんですけども、今のところそういう各町で財源が伴うものがない状況の中では、ちょっと参加するかしないかというところで今もめているというか、手を挙げていないところが実情であります。
委 員 長	4 番、松村委員
松 村 委 員	8 3 ページの役務費で、広告用ということで5 0 0 万円ほど毎年ありますけれども、この内容というか内訳はどのようなになっている。
委 員 長	総務政策課長
総 務 政 策 課 長	これは主に S T V ラジオでの P R の経費でございます。
委 員 長	4 番、松村委員
松 村 委 員	ということは、大山さんの関係ですか。
委 員 長	総務政策課長
総 務 政 策 課 長	大山慎介さんの土曜日の朝 7 時からのラジオ番組の広告でございます。
委 員 長	4 番、松村委員
松 村 委 員	5 0 0 万円というのは大山さんだけにというわけでもないんでしょう。全部 5 0 0 万円大山さんのほうに広告料出すんですか。
委 員 長	総務政策課長
総 務 政 策 課 長	番組に出ているのは大山さんでございますけれども、I - P R O という民間広告会社がありまして、そちらを通して契約して、月額 4 0 万円だったと思いますが、ラジオ番組を放送しているということでございます。
委 員 長	4 番、松村委員

松 村 委 員 委 員 長 総 務 政 策 課 長	その効果というか、そういうのはどのように考えておられますか。 総務政策課長 道内のリスナーもそうですけれども、実は関西方面にもこの番組が放送されているということでございまして、リスナーに、じゃ全員聞いているのかといわれると、ちょっとそこまでは人数的に全員が聞いているということにはならないかもしれませんが、以前にも町長の話ありましたけれども、例えば名古屋だとかにいたときに運転手さんから、厚沢部町って地名聞いたよというような形で、それで年に何回か特産品のプレゼントのコーナーも設けたりしているんですけども、その中ではかなりの応募数があるよという話を聞いておりますので、厚沢部町の知名度的なPRについて、一応の効果はあるのかなというふうに考えております。
委 員 長 松 村 委 員	4 番、松村委員 大山さんの S T V のやつは日曜日の 7 時半から 3 0 分ほどずっとやっていましたけれども、今年の 5 月か 6 月で終了したんです、ラジオが。北海道を紹介して北海道の移住者とかいろいろ各地の町というか市を紹介しながら、大変日曜日の 7 時半、僕は好きで S T V を聞いているんですけども、この 6 月で放送は終わりましたので、前年度の中にはあるんですけども、来年度のほうにさらに予算を、同じような予算でも構いませんから何かいい方法考えていただきたい。 ただ、効果はあまり、ただ厚沢部町というだけでも、厚沢部町は何もないところだと思いますので、その辺も終了しましたので今後を考えていただきたいと思います。
委 員 長 総 務 政 策 課 長	総務政策課長 ちょっと決算とは離れますけれども、松村委員言うとおりの、S T V の放送は 6 月いっぱいということで、これは S T V の会社のほうの番組編成の関係で 6 月いっぱいになったということ

松 村 委 員 委 員 長 中 山 委 員 委 員 長 保 健 福 祉 課 主 幹	聞かされております。 それで、予算上は一応年間分令和２年度で見えておりますので、１０月から今度ＨＢＣのラジオ、それからテレビ番組、これらを今、提案いただきまして１０月からＨＢＣのラジオ、それからテレビの特集で厚沢部町の紹介というんですか、テレビ番組も、まだ詳細煮詰まっておりますけれども、その辺を残りの予算の中で広告していきたいなど、今年度は。 今の段階では、今度は日曜日の９時からということで今、番組編成のほう進めておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。 分かりました。 １番、中山委員 ページ数でいきますと９３ページになります。 ここにマイナンバー、行政報告書を見ますと１４７ページになるんですけれども、ここでは当町の全人口割に対する交付率というのは１０．２パーセントと１割ということなんですけれども、このマイナンバー、今すごく話題になっているんですけれども、これを発行したほうが町としては何かいいことあるのかどうか。また、進めたほうがいいのかどうか、その辺についてはどう対処しようとしているのか。 保健福祉課主幹 マイナンバーカードの普及についてであります。今、国のほうでは、今回補正予算でも計上させていただきましたとおり、戸籍ですとか全ての行政サービスをマイナンバーに絡めて国民の利便性を上げていこうということで取り組んでいるところであります。 そういった面からも、マイナンバーで保険証の代わりになるですとか、コンビニでの交付が受
---	---

委員長 中山委員	けられるとか、そういう部分からまずスタートはするんですけれども、さらに行政的なサービスも付加できるような機能も盛り込まれるということも聞いておりますので、その辺を踏まえて今後検討してまいりたいと思っております。 1 番、中山委員 今の説明ではあまりいいこと、町としてのいいところ、それから個人としてのいいところ、その辺がきちんとすれば、まだまだこの交付率が上がってくると思うんですけれども、何かマイナンバーカードですと点数制みたいな感じで何か事業主のところにいくと 5, 0 0 0 円つくとかいろいろあるんですけれども、我々あまりそういう内容詳しくないんですけれども、その辺についての、どういうふうに理解したらよろしいのか。
委員長 総務政策課長	総務政策課長 まず、個人的にといいますか、今回のコロナの関係で定額給付金支給いたしました。実は口座、それぞれの口座の確認にかなり全国的に市町村で手間取ったということもございます。 それで、今、政府のほうではそれぞれのカードを作った段階で、口座は 1 つらしいんですけれども、1 つの口座をひもづけしたいと。それから、そういうふうになりますと、また第 2 弾、第 3 弾そういうお金が給付されるかどうか分かりませんが、そういうときには町としてはメリットがあるのかなと。 それから個人的には、今、政府のほうで検討しておりますけれども、保険証の一体化、それから運転免許証、これについてもどうなのかと、様々な活用方法を検討中でございます。 ただ、強制的には法的にはできないものですから、今もまだ取得率低いんですけれども、今 4, 0 0 0 万人分、今回マイナポイントといって 2 万円分を購入すると 5, 0 0 0 円分バックす

委員長 中山委員	るよということで、今4,000万人分を政府としてはキャンペーンしていますが、実際その1割、400万人ぐらいが限界なのかなということで今言っておりますので、作る以上、進める上ではやっぱりメリットが、国民に十分理解してもらわないとなかなか進んでいかないのかなというのが私の感想であります。 1番、中山委員 今の課長の説明を聞くと、あまり町としてはそんなにメリットはないのかなと。それと1割しか当町は交付率がないというのは、個人的にもやっぱり今言われたように、今のコロナで課長説明したようにある程度利点あるよと。それで、厚沢部町内でそういうマイナンバーを使って利点というのは、事業主とかそういうのが利用するとかあるんですか。
委員長 総務政策課長	総務政策課長 実際今、私も持っていますけれども、今使ったことは1回か2回しかないんですけども、身分証明書用でしか今までは使ったことはありません。 ただ、今、行政的にはいずれ税の関係ですとか、そちらのほうにリンクできるような形になれば、これはもう行政としてはメリットがあるのかなというふうには考えておりますけれども。
委員長 総務政策課長	総務政策課長 ちなみに、健康保険証も一体化するというのは、これはたしか来年の3月から順次やるというような話ですけども、今の状況でありますと当然マイナンバー使いますので各医療機関で、例えばそういう端末を用意するだとか、その辺の進み具合もありますので、必ずしもどこ行ってもマイナンバーカードで保険証代わりに使えるのかといったら、そういうことにもなかなかないのかなというふうにも考えておりますし、当面の間は政府のほうではある程度の取得あるまで

委員長	は並行してといいますか、保険証は保険証、マイナンバーカードはマイナンバーカードで並行しながら進めていくというような、今段階だということで話は聞いております。
委員長	2 款総務費、質疑ありませんか。
佐々木委員	1 0 番、佐々木委員
佐々木委員	9 1 ページの渡島・檜山地方整理機構という部分で、その件数と成果というか、そういう部分をお願いします。
委員長	税務財政課主幹
税務財政課主幹	令和元年度の実績となります。
	引受け総額が、預けた分ですが、本税とその他督促手数料込みで3 0 6 万 8 , 0 0 0 円ほどです。歳入におきましては延滞金、先ほど言った督促手数料込みで、うち2 1 5 万 7 , 0 0 0 円ほど歳入となっております。
	収納率単純に引受け額に対する収納率が7 0 . 3 パーセントになります。うち負担金がトータル、ちょっと先ほど総務課長の説明もありましたけれども、国保会計と一般会計で分けていますので、トータルの負担金支払額は1 5 1 万円となっております。
	以上です。
委員長	1 0 番、佐々木委員
佐々木委員	件数も教えてください。
委員長	税務財政課主幹
税務財政課主幹	すみません。
	件数は1 0 名分、1 0 件です。

委 員 長	2 款、質疑ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	ないようですので、すみません、入れ替えますので暫時休憩お願いします。（ 1 1 : 4 0 ）
委 員 長	休憩前に引き続き審議を続行します。（ 1 1 : 4 2 ）
委 員 長	3 款民生費について質疑ありませんか。 9 8 ページから 1 1 9 ページです。
委 員 長	1 番、中山委員
中 山 委 員	ページ数でいきますと 1 0 3 ページになります。
	ここに、プレミアム付商品券の発行があったんですけれども、行政報告書の報告を見ますと 1 5 1 ページになるんですけれども、大変交付率が低かったような感じを受けています。
	効果としてどう評価するのか、町としてどうこれを捉えたのか。町内的に効果というのはどの程度の効果があったのか、その辺について詳細を説明していただきたいと思います。
委 員 長	保健福祉課主幹
保 健 福 祉 課 主 幹	プレミアム付商品券についてでございます。
	昨年度実施しましたプレミアム商品券ですが、これまで商工のほうでやっていたものと若干異なりまして、消費税 1 0 パーセントの引上げによって低所得者、また子育て世帯、ゼロから 2 歳児の世帯に対しての影響が大きいということで、その部分を緩和しようとして消費喚起に向けて制度が創設されたものであります。ということもありまして、なかなか低所得者の世帯で子育ての世帯に限定されて実施された商品券ということもございました。また、非課税世帯については申請が必要ということで、引換券をもらうには申請行為も必要だったということもありました。ちょっと昨年までの商工でやっていたものと、今回低所得者ですとか消費税の影響緩和を低所得者について支援するという目的ということで、多少目的が異なりまして、なか

委員長 中山委員	なか低調に終わったということではあります。 数的に申しますと、非課税申請者１７７名の方おまして、その中で１組でも購入した方が１３１名、購入枚数６４３組ということで、なかなか低所得者の方と子育て世帯の方でも購入が低調だったということです。 これについては、ちょっと低所得者向けということもあって、自分が低所得者であるというようなことが知られてしまうというんでしょうか、商品券を使うと分かってしまうというところもあって低調に終わったのかなというふうにも考えております。 １番、中山委員 今説明したとおり、町長、これすごく、非課税という問題がこういうところになると、やはり町民にしては買いづらいというのが一番だと思うんです。役場としても、これ担当者が今説明したように、なかなか普及できなかったという大きい問題あるんですけども、やはりこれどうですか。こういうプレミアム商品券というのは、町としてもＰＲはできなかったのかなと、私は反省しなければならないのではないかなと思うんですけども、町的にはある程度町内還元というのはできたのかどうか、この辺の見解というのはどう見えていますか。
委員長 保健福祉課主幹	保健福祉課主幹 町内への還元であります、まずは周知についてであります。周知につきましては１１月１２日から１３日にかけて町内１０か所において、ふれあいセンターの出張窓口というんでしょうか、そういうものを開設しまして申請を受付したというところでありまして。このときには福祉灯油の受付も同時にやりまして、なるべく来ていただければというところで開設した経緯にあります。

委員長 中山委員	ただ、結果的には行政報告書にあるとおりちょっと低調であったというところではあるんですが、これプレミアム商品券で商工業者の支援というよりは、本当に必要だった方々は購入されたかなというふうにも考えております。 また、消費増税に伴って子育て世帯ということへの支援であれば、またこども園の無償化ということも図られましたので、そういった部分では子育て、福祉部分含めて消費税への影響を緩和するという方策は粛々と実施してまいったと考えております。
委員長 福祉係長	1 番、中山委員 ちょっと参考までにお聞きしたいんですけれども、昨年度の非課税世帯はどの程度あったのか、また、子育て世帯というのは当町においてどのくらいの数であったのか、そして、例えば案内は多分町からはできないと思うんですけれども、何か P R というのはしたのかどうか。 それについて説明していただきたいと思います。 福祉係長 非課税の対象者ですが、当初予算を見たときは町内の非課税者はおおよそ 7 0 0 名ほどというふうに見ておりました。また、福祉係のほうでは税の情報というものは把握できる範囲にありませんので、その部分は申請があってから税務課のほうに照会をかけまして、該当かどうかというのを判断して申請の対象としておりました。 また、3 歳未満の子育て世帯の該当者ですが、全部で 6 2 名の 3 歳未満のお子さんいらっしゃいまして、6 2 名の方が対象となっております。 また、その P R の方法ということですが、P R とあと商品券の作成など含めて、商工会のほうに事務委託をしておりました。そこで商工会のほうでチラシを作成していただいたり、各

中山委員長 山田委員 委員長 子育て支援係長	戸配布の書類を作っていたいたりということで、商工会のほうと協力しながらPRのほうもしておりましたが、1,000円分のプレミアムを得るのに、まず4,000円分を自分で支払わなければならないという部分から、やはり購入する部分での難しい部分もあったかなというふうに思います。 また、受付期間も、やはり申請が低調ということで、本来11月までの受付だったものを2月いっぱいまで受付期間も延長して対応したんですが、結果的に申請のほうは低調に終わったという結果であります。 以上です。 分かりました。 5番、山田委員 ページ数で言うと115ページ、認定こども園運営費なんですが、7番の賃金についてですが、この賃金3,482万9千幾らに対して、この職員、正職員とあるいは臨時職員の人数、何人になるんですか。この賃金。 子育て支援係長 昨年度の決算額ですけれども、この支出済額ですが、本町の職員、今年令和2年度から制度変わったもので、ちょっと混同しそうですけれども、昨年度まではこの賃金の対象というのは、臨時保育教諭というカテゴリーの職員でございます。正職員が保育士、保育教諭、園長と主任保育教諭2名と保育教諭が3人ということで6人体制でした、昨年は。この賃金の対象となる臨時保育教諭は10名おりました。 以上です。
--	--

委員長 山田委員 委員長 子育て支援係長	5番、山田委員 このこども園この人数で間に合って運営しているのでしょうか。 子育て支援係長 実際の保育等教育に携わる人員としては、今言った正職員、あるいは臨時保育教諭のほかに保育助手さん、昨年まではパートさんといっていましたけれども、資格がないんですけれども、保育教諭の指示の下にお手伝いをしてくれる人ということで、去年度においては8名おりました。 ただ、もちろん朝9時から5時とフルタイムじゃなくて、必要な時間に、本人が来れるときに必要な時間だけ勤務してもらうというような形でパート勤務ということで8名勤務していただきました。
委員長 山田委員 委員長 子育て支援係長	5番、山田委員 結構聞く話によると、管理職さんかもしれませんが、大変夜遅くまで忙しいというような話も聞いておりましたので、大丈夫なのかなと思って今御質問したところです。 子育て支援係長 昨年4月に、平成31年度4月にこども園開園いたしまして、1年半たったわけですが、やはり私も昨年6月に異動になって子育て支援係長になりましたけれども、やはり開園当初は想像できなかったような事態、事態というか事件という意味ではないんですけれども、運営してみなければ分からないことというのがやっぱり徐々に出てきている部分はございます。そこは例えば、子供の人数に対しての保育園の人数というのは全然充足はされているんですが、例えば障害のあるお子さんですとか、随時見守りしなければならない児童というのも、それが例えば1人であれば1対1で対応できても、3人いれば3対3という対応にならざるを得ませ

		ん。そういった部分もございまして、常々課長とか町長ともその都度、じゃ、職員体制をどうするかというような協議はしているところでございます。
委 員 長		3 款民生費について質疑ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長		ないようでございます。
委 員 長		4 款衛生費について、質疑ありませんか。
委 員 長		交代はよろしいですか。
委 員 長		暫時休憩します。（ : ）
委 員 長		それでは、4 款衛生費について質疑ありませんか。1 1 8 ページから1 3 1 ページです。（ : ）
委 員 長		上戸委員、7 番、どうぞ
上 戸 委 員		1 2 9 ページになりますけれども、1 4 番の使用料及び賃借料のところで、A E D の借上料2 万9 , 4 3 0 円、金額は少ないんですけれども、これここだけでないと思うんですけれども、役場全体で何台ぐらい設置しているのかと、それとこのA E D を全職員きちんと使えるような状態になっているのかどうか、これを伺いたいと思います。
委 員 長		総務政策課長
総 務 政 策 課 長		まず、役場庁舎にはロビーに1 台設置しております。あと、あゆみもそうですけれども体育館だとか、ただ全員使えるかどうかという今質問なんですけれども、毎年何月だったかちょっと月日は忘れちゃったけれども、社会体育のほうで毎年A E D の講習会みたいなのを実施してまして、特にうちのほうの防災担当だとかそちらのほうの職員の、そちらのほうへの研修等も参加するようにしております。一斉にというのは今のところまだそういう研修はしていませんけれど

委員長 上戸委員	も、今後全職員対応できるような対応も必要かなとは考えております。 7 番、上戸委員 A E D は私も昨年研修受けました。別な形での研修なんですけれども。1 回ぐらい受けてもなかなか分からないんです。だから、せっかくあるものも万が一使えないということのないように、できるだけ多くの職員を研修させて使えるような状態にしていきたいというようなお願いであります。 以上です。
委員長 委員長 委員長 高田委員	答弁ありますか。（発言する声なし） 質疑ありませんか。 9 番、高田委員 1 2 1 ページのところのドクターヘリの下なんですけれども、補助金で脳疾患の搬送特別支援あります。これ各町で均等ということだったと思うのですが、実際これについての運航回数とか、どのくらい使われているのかというのはきちんと把握されているんですか。
委員長 保健福祉課長	保健福祉課長 このデータというのは1年間の件数ですとか、例えば具体的にどこの病院にとか、そういうデータは毎年報告として上がってきています。それを基に私たちもいろいろ検討したりとかもするんですけれども、ちょっと今データとして手元にないんですけれども、確実に毎年江差の神経外科のほうから上がってきております。
委員長 高田委員	9 番、高田委員 データとしてきちんと確認されていればいいんですけれども、要するに適正な運営が行われて

委員 長	いて、これが多いのか少ないのかということも当然のことながらずっと見ていかなきゃいけないと思うんです。そういう意味の内容把握をきちんとしていただきたいなというふうに思います。
高田 委員	答弁要りますか。
委員 長	いいです。
委員 長	それでは、審議の途中ですが、休憩して昼食といたします。
委員 長	午後は１時から再開いたします。（１２：００）
委員 長	午前中に引き続き審議を続行いたします。（１３：００）
委員 長	歳出４款衛生費からです。ページ数は１１８から１３１ページです。
委員 長	１番、中山委員
中山 委員	１２５ページになるんですけれども、予防接種についてお聞きしたいんですけれども、今回の行政報告書を見ますと、大変、高齢者もインフルエンザの予防接種が６２．２パーセントと、そして、乳幼児から小・中学生も大変高い予防接種率になっています。 今話題になっているコロナウイルスの予防接種というのは、まだまだどうなるか分かりませんが、インフルエンザのこの予防と、どう町としては捉えて、いつ頃から予防接種を始めようとしているのか、それについて、多分大変難しい問題だと思いますけれども、どう今準備をしているのか、それについてお聞きしたいと思います。
委員 長	保健福祉課長
保健福祉課 長	インフルエンザの予防接種は、通常でしたら１０月中旬から申込みをして接種していくということで、今、うちは国保病院でやっているという実施機関なので、国保病院で実施していくんですが、今年度もこの新型コロナの関係もありますし、インフルエンザの予防接種率も高まるので

	はないかと予想はされています。ただ、ワクチンとかの都合もありますし、今、国保病院と調整をしながら、まだその受付期間だとか、接種をいつから始めるかというあたりは今検討中のところであります。 通常でしたら、１０月から受付をやっていくというところで、病院のほうもワクチンの確保に当たっていただいていますので、そういう状況で今進めております。
委員長 中山委員	１番、中山委員 課長、今の説明であれば何とも言えない、コロナウイルスの予防とそのインフルエンザの関係というのは、まだまだはっきりしていないわけですので、非常に、例えば子供たちの接種とかすごく高い率で予防接種しています。そういう中では果たしてどのような、町としてどうこれを対応するのか、この辺については町長のほうにお伺いをしたいなと思うんですけれども、それについては、どう町長は捉えていますか。
委員長 町長	町長 大変大きなこのコロナの関係がありますから、これは、いずれにしても国内では恐らく何ぼ早くても来春だろうというふうな話の中で、いろいろな国が先手を打って予防用のワクチンを作っている状態で、アメリカの予防接種用のワクチンについては日本が契約をするというふうな報道がなされております。それも量的にはどうか分かりませんが、取りあえず私どものほうとしては、インフルエンザは従来どおり、子供、年寄り含めて従来どおりやる。その中にこのコロナワクチンが間に合えばの話ですけれども、恐らく今年は間に合わないだろうというふうに思っていますけれども、もし間に合うような情勢になりましたら、厚沢部町においてもインフルエンザと同様の扱いをしてコロナワクチンの接種をさせたいというふうな思いでおります。

		ただ、いずれにしても国が仕入れる時期がありますので、間に合うか、間に合わないかと、このような状況の中ですから、いずれにしても当町ではそういう考え方でいると、インフルエンザと一緒にやればなおい話だと、こういうふうに思っています。
委 員 長		4 款衛生費についてありませんか。
委 員 長		4 番、松村委員
松 村 委 員		1 2 1 ページの負担金ですけれども、一番上の、南部桧山葬斎場運営費ということで8 0 0 万円近いお金になっていますけれども、この昨年3 0 年度から見ると、かなり金額が増えていますので、その辺の内訳はどうなっているのでしょうか。
委 員 長	保 健 福 祉 課 主 幹	保健福祉課主幹
保 健 福 祉 課 主 幹		南部衛生処理組合の葬祭場の運営費につきましては、運営の方法としまして均等割で5 町で各2 0 パーセント、あと葬祭場維持経費としましては、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、八雲町熊石、この各町の人口割5 0 パーセントと前年度の火葬場の利用実績で5 0 パーセントずつ負担するとなっております。
		昨年度より増加しました理由としましては、今、ちょっと具体的な数値は持ち合わせておりませんが、処理利用実績に応じて毎年度負担の割合が多少増減するという事になっております。
委 員 長		4 番、松村委員
松 村 委 員		均等割が2 0 パーセントで、あとは利用料と。あそこも大分古くなって、修理とかそういうのはどのようになっているのでしょうか。もう年数もかなり古くなってきていると思うんですけれども、その辺の経費はどうなっていますか。
委 員 長		教育委員会事務局長

教育委員会事務局長	ちょっと前年の担当だったんで、ちょっと申し添えますけれども、葬斎場につきましては、去年、工事費、修繕料、耐火れんがとかそういうのを修繕してお金がかさんだと、そういうような状況がありました。各町負担金が増えている状況で、多分、その前の年よりはかなり高くなったという状況であります。
委員長	4番、松村委員
松村委員	それは、今後もそういう修理というんですか、そういうのはどんどん増えていくんではないかと思えますけれども、その辺、年数もたっている中で、いずれは世話になる場所ですから、きちっとした、町長、何かそういう動きはないんでしょうか。建て直すとか、その修繕するにも。
委員長	町長
町長	今、松村委員から言われているように、南桧山のこの斎場が大変古くなっている。実は、3年、4年前ほどはかなりの苦情もあって、大がかりな修繕が去年なされたというふうには聞いております。
	ただ、今この桧山は上ノ国町を除いて、あとの熊石までの間でやっているわけでありまして。上ノ国町は自己葬斎場があるということですから、そういうふうな中で、やはりこの種のものは町単独で持ちこたえるというのは、なかなか大変だろうと思っています。ますます個体が多くなっているわけですから、そういうふうなことを考えますと、やはり今のまま共同でやるのが経費的にも楽だろうと、こういうふうに思うんですね。
	あとは、全体の中で今、窯3つで処理をしていますけれども、この窯の傷み具合によっては、場所を移し替えても建て替えということもあり得ると思います。
	そういうふうな中で、今、南桧山の中ではまずは給食センター、例えば厚沢部町も入っておっ

	たわけですけれども、南桧山の江差町、上ノ国町、厚沢部町のこの給食センターもああいう状態で、もう保健所から勧告が入っていると、早々に建て替えるような指示が入っていますので、今度は江差町と上ノ国町と２町で場所を変えて造るというふうな方向で、今広域行政組合のほうが進んでいると、こういうことであります。 葬斎場については、場所が変わっても今の構成メンバーでやらざるを得ないというふうな思いで、今現在も民間に委託をしているわけですから、上へは、そういうふうな中で行政組合自らが手をかけるということにならない、そういうふうなこれからの方向性もそういうことになるだろうというふうに思います。
委員長 松村委員	４番、松村委員 いずれにしても、将来的にはそういうふうな、どういう形になるか分かりませんが、４町村ですか、５町村ですか、そういう今からきちっと考えていかないと、急に変な話だけでも、お年寄りがどんどん利用も多くなると思うんですよ。非常に古くなって、何回も僕も言ったんだけど、やっぱり将来、先を見据えて早めにやれるような、町長に頑張ってもらいたいと思います。
委員長	答弁要りますか。
松村委員	要りません。
委員長	４款衛生費について、質疑ありませんか。（発言する声なし）
委員長	それでは、ないようですので、５款労働費について質疑ありませんか。
委員長	款変わりますので、暫時休憩したいと思います。（１３：１２）
委員長	５款労働費について質疑はありませんか。ページ数は１３０から１３１ページです。（１３：

委 員 長	1 3)
中 山 委 員	1 番、中山委員 労働費の中での、この季節労働者に対しての終了前の健康診断ということで、4名の方しか診断をしていないわけですがけれども、対象者としては、当町としては何名くらいいるのか、まずそれをお聞きしたいと思います。
委 員 長	商工観光係主査
商工観光係主査	ただいまの中山委員の御質問についてですがけれども、当町の対象者といたしましては、9名の方が存在します。この9名の方には出稼ぎ手帳を交付しておりまして、健康診断を受ける権利がある方という認識であります。 以上です。
委 員 長	1 番、中山委員
中 山 委 員	今、9名という数、大変少なくなったものだなと思っているんですがけれども、そうすると4名と、5名の方は健康診断を受けないで働きに出ているというふうに捉えてよろしいですね。
委 員 長	商工観光係主査
商工観光係主査	あくまでも、出稼ぎ手帳の交付者が9名というだけであって、健康診断を受けないで出稼ぎに出られている方の中にはいる可能性もあるんですがけれども、恐らくの話なんですがけれども、その残りの5名については、昨年度、出稼ぎに行っていなかったんじゃないかなというふうに認識しています。 以上です。
委 員 長	1 番、中山委員

中山委員	町長、出稼ぎに当町から行っている会社に、前は何かしら送っていたというような経緯があったんですけれども、今回はこの予算の中にはそれが乗っていないんですけれども、取りやめしたということで捉えてよろしいですか。
委員 長	町長
町 長	出稼ぎ者の慰労訪問ということで、これはかつて本州のほう、あるいは北海道内、こういうところの複数で使っていただいている会社には、出稼ぎ訪問ということでそういうことをしていた経緯があります。
	今はもう6年くらい前から出稼ぎ者が少なくなって、今、主に大きいのが札幌市に1か所、それから名古屋市に1か所、この程度が今の出稼ぎが行っている主体的な会社であります。そういうことから、名古屋市のほうは毎年こちらへ来て、それぞれ対象者あるいは家族にも面談をして、そして連れていくと、こういうふうな対策を取っているので、わざわざ役場のほうから来なくていいよと、こういうことがたしか5年くらい前だと思いますけれども、ですから、そういうその訪問はなくなりましたけれども、いずれにしても、この名古屋市の会社、札幌市の会社は今でも厚沢部町に挨拶に来て、5人、6人というふうな方々と面談をして、そして誘いながら連れていっていると、こういうふうな状況であります。年々、これも少なくなって、それぞれの会社も他町から多く入っていったというのが実態です。
委員 長	5款労働費についてありませんか。（発言する声なし）
委員 長	それでは、質疑ないようですので、6款農林水産業費について質疑ありませんか。130ページから151ページです。
委員 長	質疑はありませんか。

委員長 中山委員	1 番、中山委員 1 4 2 ページなんですけれども、農業活性化センターの事業報告を見ますと、大変興味ある部分もありますので説明をしていただきたいと思いますけれども、まず1つ目におきましては、生分解性のマルチの特性の調査をしています。これはカボチャということでやっていますけれども、この結果というのはどのような結果が出たのか、それと、栽培方法の検討試験ですけれども、オオムギとニンニク、町長が大変興味を持ってニンニクを作らせたと話を聞いていますけれども、この結果、果たして当町に合っているのかどうか、結果としてどういう結論を出したのか。 もう一つはタマネギです。なぜ、タマネギなのかなと思って見ているんですけれども、堆肥の試験効果ということなんで、そこを重要視したのかなと思うんですけれども、まず、この辺について、生分解、そしてオオムギ、ニンニク、タマネギの結果について説明していただきたいと思います。
委員長 農業振興係長	農業振興係長 ただいまの質問についてお答えします。 まず、1つ目、生分解性マルチ比較試験、こちらについては、サンバイオ、働くマルチ、分解働くマルチの2種類目、そしてコーンマルチ、コーンマルチⅡという5種類のマルチで比較しております。そして、結果としましては、最初のサンバイオとコーンマルチの1番目、1つ目ですね、こちらがちょっと亀裂が発生しやすかったということで芳しくないということがあります。そして、コーンマルチの2つ目のマルチなんですけれども、こちらはツタの伸長が遅かったと。こちらは地温の影響と思われるという結果になっています。

そして、結論から言いますと、この5種類のマルチなんですけれども、収量ではコーンマルチの2つ目ですね、地温の影響と思われることもありまして、それ以外の区では区間差は少ないということで、あまりどれも変わらないと言いますか、そのような結果が出ております。

そして、次に質問でありましたオオムギ、もち性オオムギの栽培試験も行っております。こちらはオオムギの「キラリモチ」という品種で実施しております。そして、結果としましては、播種時期は遅くなるほど収量、品質が低下する傾向があったと。そして結論から言いますと、4月中の播種が望ましく、播種が遅くなるほど赤カビ病や穂発芽の発生率が高まった、そして、播種量は8キロから13キロ、反当りとなりますが、こちらが望ましいと。そして、時期をずらした播種でも、少ない方がよい結果が得られたということになっております。

そして、次に、堆肥ですか、タマネギ、なぜタマネギかということなんですけれども、こちらは毎年、堆肥の施用の効果試験を行っております。そして、過去にはスイートコーンだとかいろいろやっているんですけれども、やはり結果としましては、堆肥をまいたタマネギのほうが良好だったという結論に達しております。

以上です。（ニンニクはの声あり）

失礼しました。ニンニクについてもお答えします。

そしてこちらは、まず、目的としましては、植付け時期の違いが収量に及ぼす影響を調査するということで調査を行っております。そして、品種はスーパーホワイト六片、そして試験区は2つ設けまして、9月18日に植えた試験区、そしてもう一つは8月21日に植えた試験区と両方で栽培して比較しております。

そして、10アール当たりの換算収量、こちらは8月21日に植えた試験区のほうでは反当り

	8 1 5 キロ、そして後にまいた、9 月 1 8 日にまいた圃場では反当り 7 7 4 キロと播種日が早い方が多く取れるという結果になっております。 そして、平均一個重でも播種日が早い 8 月 2 1 日にまいたほうが 5 6 . 2 グラム、そして後にまいた、9 月にまいたものが 5 3 . 4 グラムと、一個重でも早期播種のほうがいい結果が得られたということになっております。 以上です。
委 員 長 中 山 委 員	1 番、中山委員 まず、1 点目の生分解のマルチ、大変、コーンマルチというのが、これはトウモロコシの原料だと思ふんですけれども、当町の現況のカボチャの面積はかなりの数字に上っているのではないかなと思ふんですけれども、その各農家がどんなマルチを使って今栽培しているのかは、調査はしていないと思ふんですけれども、それは農協のほうの担当で、コーンマルチのほうは、多分、単価的にはかなり高いんじゃないかなというふうに思ふんですけれども、その辺はどうですか。
委 員 長 農 業 振 興 係 長	農業振興係長 まず、カボチャの当町の作付面積なんですけれども、農協のデータになりますが、約 1 3 0 ヘクタールあるものと認識しております。 そして、中山委員のおっしゃるとおり、当町のほうでどのようなマルチを使っているのかということなんですけれども、こちらのほうは把握しておりません。 以上です。
委 員 長 中 山 委 員	1 番、中山委員 カボチャの生分解のマルチの利用とかそういうのは、全然調べなかったんですか。これを、コ

委員長 農業振興係長	ーンマルチを普及させようとして、今回、そういう試験をやったと、普及させなければ何も意味ないんですけれども。ですから、農協で今使っているマルチ、そして今このコーンマルチとの差、これはやっぱり本当は試験をして、果たしてどっちがいいのか、単価的に農家がどっちが得なのか、この辺についてのやっぱり結論を出すべきだと思うんですよね。それが今、コーンだけやったのであればなかなかその結果は見えてこないと、これからますますカボチャは増えてくると思うんですけれども、その辺についての今後の方向性をどう試験して普及させるのか、それがやっぱり活性化センターの大きい目的だと思うんですよ。その辺については、どうこれから進めようとしていますか。 農業振興係長
委員長 中山委員	先ほど、ちょっと申し上げたとおり、早口で申し訳ないんですけれども、5種類のマルチで比較しております。サンバイオ、働くマルチの1つ目、分解早いほうと、働くマルチの分解遅いほう、そしてコーンマルチの白いのと黒いの、この5種類で比較しております。そして、こちらの情報、試験結果ですね、「生き生き農業」のほうに記載しております。こちらのほうは、例年だと冊子にして生産者の皆さんにお配りしているところなんですけれども、今年に限っては、必要な方連絡くださいということで周知しております。それで、もし、興味ある方いらっしゃれば、活性化センターのほうまで連絡いただくとそちらの情報は把握できるということになっておりますので、よろしくお願いします。 1番、中山委員
中山委員	ぜひとも、マルチについてはこれから大事な資材なので、農家がどう節約できるかということ念頭において、マルチの試験をきちんとした結果を出していただきたいなと。かなりの効果が

委 員 長 町 長	あると思います。町内 1 3 0 で全然効かないと思います、カボチャの面積というのは。ですから、これから来年度に向けても、どしどしその情報を農家のほうに流すというふうなことをやっていただきたいなと。 それと、一番町長が力を入れていたこのニンニク、どこに行ったか分からなくなったというふうなことなんですけれども、このニンニクはどうなんですか、当町としてはこれから有望な作物になるんですか。 町長 2 年前に田子町からこの原種を取り寄せて、厚沢部町の活性化センターで試作をしたと。六片ですから、毎年 6 倍、6 倍と伸びていくはずの試験になるわけですが、調査をしてみましたら 3 片くらいしか残っていなくて、あとは人間の口に入ってしまったというふうな情報を聞いていて、とんでもないことであるというふうな、前のセンター長に気合をかけた経緯があります。 出来は、やはり時期を嫌いますけれども、出来はいいようです。ここで六片をそのまま生かして作れるかどうかという、これもやはりセンチュウの恐ろしい作物ですから、管理が大事であると、そういうその管理ができる農家でなければこの六片の作付は面倒よと、こういうふうな結論も出ております。ですけれども、やはり物が物だけに収量さえあれば金になるというその物でもあるし、それから、農作業の中でもかち合う作物が作業中にないという、こういう非常に厚沢部町にとってはいい作物であります。 そんな中で、昔々は、昭和 3 0 年後半から 4 0 年にかけては、もともと厚沢部町はニンニクはありました、当時は。あったんだけど、やはり水田ブームに押されてこの物はなくなりましたけれども、そういうその経過もあることから、やはり農家の作物の連作体系の中、あるいはこ
----------------------	--

委 員 長	の生産体制の確立ができれば、私はこれは将来とも伸びていく作物であろうと、しかも、道南以北になるとまず無理だというふうな作物ですから、そして、今、田子町はもう大変な被害を被っているという中で、焦点は東北、北海道の南部というほうに生産基盤ができてくるだろうと、こういうふうに読まれているわけですから、いち早くそういう試験をしながら、農家も空き畑でその辺を作ってもらえるような、そして出荷体制をきちっとつくれば、これはいい所得候補になるなというふうな思いではおる。 いずれにしても、この活性化センターでできる限り最終段階の六片生産の過程まできちっと実績を上げて、そして、農家に下ろしてもらいたいと、こういうふうな思いであります。 期が来たら、何戸かの農家に実施してもらおうし、それと同時に今中山委員からあったカボチャの話もある。大変ここ４年でカボチャの作付が増えました。特にカボチャの場合はマルチで厚沢部町はマルチ対策よりない、特にコーンマルチが一番有効だというふうな言われ方をして、この生産量もどんどん増えている中で、そしてキュアリングを、今、館中学校の教室を使ってこのキュアリング施設を造って、今、国の試験栽培をしているわけですから、だからこのできたカボチャが、いつの段階でキュアリングに入って、いつの段階でつる切りがいいのか、こういうことまできちっとした試験データを出して、そして農家に勧めると、こういうふうになりますと、館中学校でやっているキュアリングが非常に生きてくると、こういうふうに思うわけであります。 そういうことも含めて、商品化に向けた生産体制というのがこれからも大事である、こういうふうに思っていますので、ニンニクと併せてカボチャの対策も講じていきたい、こういうふうに思っています。 1 番、中山委員
--------------	--

中山委員	今、町長言うように、厚沢部の農業をこの先考えますと、本当に大規模農家と、そして中規模から小規模の方と二手に分かれると思うんですよね。そうなったときに、反当の収入の高いものをやはり作付しなくてはならないという、そういう観点を見た中で私は活性化センターの中でどう試験栽培をしていくのかということが大事だと思います。 亀井さんいたときに、実は落花生を試験的に作ったことがあるんですよね。かなりいい成績を残しているんですね。今、北海道の中でも、もう落花生を作付している地方はあるんですよね。ですから、私はそういうのも試験栽培をしていただきたいなというふうに思います。かなりの面白い作物になるのではないかなと。 その辺の、やはり活性化センターという中では、やっぱり、ある程度早く結論を出して農家に普及させるっていうのが大事な役目なんで、それが何か見ていると、毎年同じようなことをやっていて、結果が出ないというのが残念なんで、副町長も今度は何か役員になっているはずです、活性化センターの。ぜひ、やはりどうしたら厚沢部町の農業のためになるのかということを、私はやっぱり考えて試験していただきたいなと。特にやっぱり落花生というのは、私は面白いと思います。私も作っていますので、試験やっていますので、大変いい結果が出ているんですけども、ネズミにやられて大変苦労しています。でも、この試験をやれば、当町としてはかなりいい結果を出せるのではないかなというふうに思いますけれども、町長、その辺、どうですか。
委員長 町長	町長 何年か前、亀井センター長がいた頃に小さい面積でありますけれども、落花生は作ったことがあります。やはり、落花生というのはアルカリ性の畑、言うなればあまり肥沃のあるところは駄目よと、こういうふうな言われ方をしておりまして、そういうそのテストをした経緯がありま

委員長 委員長	す。 ただ、落花生というのは、やはり千葉が今、落花生の産地でありますから、あその大きな房総半島の中でも、行ってみるとダイコンと落花生ばかり、今は。だから、そういうふうな名産にしているところがありますから、落花生はなかなか農家の人が手をつけられるかなというふうな心配もありますけれども、徐々にセンターの中でいろんなこういう作物の種類を伸ばしながら、厚沢部町に何が一番適切な野菜なのか、適作を考えながら進めていきたいというふうに考えておりますし、また、農業活性化センターについては、土壌診断を主流として今やっているものですから、体制的にも職員と補助員とでやっているというふうな状況、何とか専門的なセンター長を引っ張りたいというふうに思っているところでもありますけれども、みんなが道央のほうに引っ張られてしまうというふうな状況であります。 いずれにしても、そんなのんきなことを言っていられませんので、ぜひ、来年の卒業生あたりを狙って道と協議をしたいと、こういうふうに思っております。そういう中で活性化センター、今、鷹栖町の活性化センターと、北海道で厚沢部町とのこの運営委員会方式というのがたった2か所、あとそれぞれ試験センター、J Aが手を突っ込んでいるセンターばかりなんですけれども、約27くらいあるんですかね、そういう中で、これからの活性化センターの進め方も吟味をしていかなければいけないというふうな思いでおります。いずれにしても、いい指導者を早く見つけるといふ、こういう方向から進めていきたい、こういうふうに思います。 6 款農林水産業費、質疑ありませんか。（発言する声なし） それでは、質疑ないようですので、7 款商工費について質疑ありませんか。150 ページから161 ページです。
-----------------------	--

委 員 長	暫時休憩したいと思います。（１３：３９）
委 員 長	それでは、審議を続行します。（１３：４０）
委 員 長	第７款商工費について質疑はありませんか。ページ数は１５０から１６１ページです。
委 員 長	６番、香川委員
香 川 委 員	ページ数１５１ページの一番下段になります。中小企業振興資金利子補給費ということで、９８万３，７４５円が計上されておりますが、この利子補給、何社に対して行われていますでしょうか。
委 員 長	商工観光係主査
商工観光係主査	ただいまの利子補給の件数についてですが、平成３１年度の実績ですが、全部で３２件となっております。
	以上です。
委 員 長	６番、香川委員
香 川 委 員	例えば、先の話ではあるんですけども、今年度においては新型コロナウイルスの関係で非常に商工会加盟の店舗だったり、会社だったり、非常にダメージを受けている状況だと思うんです。その中で、例えばこの中小企業振興資金を今年度から借りる会社も少なからずあるのかなという気がするんです。そうなった場合、町としては速やかに利子補給を、この額を増やすお考えはあるのかどうかをお聞きしたいと思います。
委 員 長	商工観光係主査
商工観光係主査	ただいまの御質問に関してですけども、今年度の実績の件数ですけども、現時点で２１件の融資を行っております。この件数についてですが、昨年の中時点と比べますと数件ペースは落

	ちている状況になっております。この理由としましては、今の新型コロナウイルスの関係で国や道などで無利子の融資枠とかというものが結構出てきていますので、こちらの中小企業振興資金を活用する企業が減ってきている状況ではあります。今後、増えた場合につきましても、信金を通して融資を行うんですけれども、うちとしては速やかな融資を実行できるように動いていきたいとは思っております。 以上です。
香川委員	了解しました。
委員長	7款商工費について質疑ありませんか。（発言する声なし）
委員長	暫時休憩します。（13：43）
委員長	審議を再開します。（13：44）
委員長	8款土木費について質疑はありませんか。ページ数は160ページから169ページです。
委員長	質疑はありませんか。（発言する声なし）
委員長	それでは、質疑ないようでございます。
委員長	暫時休憩します。（13：45）
委員長	審議を再開します。（13：46）
委員長	9款消防費について質疑はありませんか。170ページから173ページです。
委員長	9款消防費について質疑はありませんか。（発言する声なし）
委員長	それでは、9款消防費について質疑ないようでございます。
委員長	暫時休憩します。（13：47）
委員長	審議を再開します。（13：50）

委 員 長	10 款教育費について質疑はありませんか。172 ページから205 ページです。
委 員 長	5 番、山田委員
山 田 委 員	ページ数でいきましたら193 ページになるんですが、13 番の委託料についてでございますが、委託料123 万2,530 円、これは館町の城跡のものなんですが、この館城跡公園の管理業務委託料から下のほうに4 つほどあるんですが、この委託業者をもう一度、申し訳ございませんが、教えていただけませんか。
委 員 長	教育委員会主幹
教育委員会主幹	館城跡公園管理業務の委託についてでございます。 まず、1 つ目、公園管理業務44 万7,940 円ですが、こちらは委託先は城丘町内会さんで ございます。 2 つ目が、館城跡公園樹木剪定であります、こちらは干山造園さん、館城跡除草業務につき ましては、これは史跡の西側の旧民有地部分になるんですけれども、こちらは割と平坦な地形で ありまして、ロータリーまで草刈りができるということで、木村農産さんに委託をお願いして おります。最後に、トイレ清掃管理業務につきましては、館観光促進会様にお願いしております。
委 員 長	5 番、山田委員
山 田 委 員	今年度、この館桜まつりが中止になりましたが、同じくこういう委託の業務ですか、こういう のはきちんとした形でやっていたか。それとも、こういう業務を完了報告とか、現場で立ち 会うような形をとっているものなんですか。
委 員 長	教育委員会主幹
教育委員会主幹	業務の完了検査につきましては、施行前、施行後の写真をもって検査しております。

委員長 山田委員	5 番、山田委員 一応、何というんですか、まず、現場のほうに立ち会わないと、この算出方法というのが、今こういうふうな感じで見えてこないものですから、なるべくこの現場のほうに立ち会ってみるような形を取っていただきたいというふうなことと、あと、トラクター業務のほうなんで、その面積等を示したものを一度見せていただきたいというのが1 つです。
委員長 教育委員会主幹	教育委員会主幹 ロータリーモア刈ってる部分が5 ヘクタールになります。
委員長 山田委員	5 番、山田委員 総務文教委員会でも館城跡の視察をしてまいりましたが、来年度よりA R、V Rに向けての事業が始まりますので、きちんとした形でそういうような委託業務をしていただきたいというようなことで終わりたいと思います。
委員長 山田委員	答弁要りますか。 要りません。
委員長	1 0 款教育費、質疑ありませんか。
委員長 中山委員	1 番、中山委員 1 8 1 ページになるんですけども、工事請負費、厚小と鶉小とともに屋根の補修なんですけれども、完全に雨漏りなくなったのかどうか確認したいと思います。
委員長 学校教育係主査	学校教育係主査 昨年、厚沢部小学校は体育館をメインの屋根の修繕と、鶉小学校は時計台周辺の屋根の修繕を行っています。その後、雨漏りの報告は受けておりませんので、雨漏りは起きていません。

委 員 長	1 番、中山委員
中 山 委 員	厚小はもう築何年になりましたか。
委 員 長	教育委員会事務局長
教育委員会事務局長	厚小の校舎、校舎のほうにつきましては、昭和 5 0 年から 5 2 年ということで全面改良を行ったものです。あと、屋体につきましては、昭和 4 9 年 1 2 月に新築と。
委 員 長	1 番、中山委員
中 山 委 員	大変、厚小の建っているところというのは、町長、昔から立地条件というのは余りよくなかったのかどうか。もう 5 0 年たっているということなんですけれども、大変湿気と呼んで、中のほうがすごいというような。それから、前に松村委員も指摘していたんですけれども、玄関先の水たまりがすごいというようなことで、非常にもう限界に来ているのかなというふうに思うんですけれども、学校の耐用年数というのは、うちの小学校の場合の耐用年数というのは何年くらいを想定しているんですか。
委 員 長	町長
町 長	耐用年数、木造ではありませんし、非木造でやっていますから、単なる年数というのにはこだわってはおられません。したがって、厚沢部小学校につきましては、あそこは 3 階建ての当時は建設ということで、人一倍の地耐力調査は進めておりますし、また、地盤が湿気るんじゃないかと、いや、もともとあそこは厚沢部小学校の旧校舎もここに建てた場所ですから、そういうその湿気、ただ、4、5 年前にこの小学校の右脇の町道が陥没したことがあります。このときには、小学校の軒下に置いている排水を、どこの指示でやったのか知りませんが、全部玉石を突っ込んで、水が入るのか入らないのか、そういうふうな状況になっていて、あふれたという経緯

委員長 中山委員	はあります。あの辺の地帯自体も低いんですけれども、いずれにしても学校に水が入り込むというわけではないわけですから、そういう周りの管理さえきちっとしていれば、私はまだまだこの3階建ての鉄骨造りは寿命はあるというふうに見ております。 1番、中山委員 町長、やはり例えば災害発生した場合の、あそこは大変大雨降ったときに1回水がたまって、非常に水害にあったという経緯もあります。これは、災害発生したときにはやっぱり小学校というのは、3階建てというのは災害避難場所、救難場所というか、そこになると思うんですよね、そうなったときに、果たして今の状況下の中でそういう対応できるのかどうか、ちょっと心配なところがある。学校のほうからは、そういう湿気に対する要望とかは、教育委員会のほうには上がってきていないですか。
委員長 教育委員会事務局長	教育委員会事務局長 各学校からは、厚小からはそういう湿気対策とかについては、今のところないんですけれども、今年度につきましては、各教室に扇風機とつけて、ある程度そういう換気もよくできるような状況にしております。
委員長 中山委員	1番、中山委員 大変、今年は暑い天気が続いておりますけれども、その辺の換気対策というのは、どう当町としては、教育長、やっているんですか。
委員長 教育委員会事務局長	教育委員会事務局長 今言ったみたいに、今年度、換気対策、そういうのにつきましては、今までなかった扇風機、これを各教室に2台ずつ設置して、そういうふうな対応を取りました。

委員長 中山委員	1 番、中山委員 今、扇風機 2 台と聞いてびっくりしています。あの大きい教室に扇風機 2 台で、果たして換気が完全なのかどうか、コロナから考えても、非常に何か危ういなど、そういうことはやっぱり子供の気持ちになって考えてやってほしいなというふうに思うんですけれども、その辺は、今後の対応策というのは何か考えているんですか。
委員長 学校教育係主査	学校教育係主査 今年度、扇風機を入れたのは新たに 2 台ということですので、今まで入っていた台数を含めると、多い教室ですと 4 台扇風機があることを確認しています。4 台を回していると、風は非常に抜けていたのかなというのは、授業参観等を拝見して確認しておりました。
委員長 中山委員	1 番、中山委員 そういうことなんですけれども、ここも今周りを見ますと、ちょうど 4 基あるんですよね、そうですね、4 基ですね、これでも全然、本当にどうなのかなと思ったときには、やはりもう少し子供たちを大事にしてあげてほしいなと、やはり今、授業参観というような話出ていましたけれども、やはり、子供たちの身になって考えてやってほしいなと。もう少し換気をよくした中で、いい環境の中で勉強させてほしいなというふうに思います。
委員長 中山委員	答弁要りますか。 答弁要りません。
委員長	1 0 款教育費について、質疑ありませんか。
委員長	1 0 番、佐々木委員
佐々木委員	2 0 3 ページです。多目的交流広場というパークゴルフ場ですけれども、芝管理ということで

委員長 社会教育係長 委員長 佐々木委員	委託料、これはどこに委託されている金額でしょうか。 社会教育係長 委託先は高齢者事業団になっております。 10番、佐々木委員 施設の利用状況等を見ましても、6,000人以上、町内外の方々が使われているというよう なことで、パークゴルフ協会からも、平成30年芝刈り機がうまく管理できないというような状 況を受けて町長等にも申し入れしていた経緯がありますけれども、依然として更新されていない という状況にあります。その判断は、町長、どういうふうに判断されたんでしょうか。
委員長 町長	町長 草刈り機につきまして、皆様方御案内のように、現在もちちゃんと稼働しているわけです。5年 も前からという話ですけれども、本当は7年も前から更新という話は出ていました。しかしなが ら、あの草刈り機を運転している木口さんという方に私も直接会いまして、芝刈りができないの かと、誰が言いましたと、こういう話から、いや、そういう要請が来ましたよとお話ししたら、 いや、ただ、古くなると刃が2枚で平行にやるものが1枚が下がるんだと、こういうふうになる と段差のついた刈り取りになるんだと、こういうお話です。そのとおりだと思います。私も現場 を確かに見ましたから。ところが、それは機械を立てて調整すると、しょっちゅう回数は多くな るでしょうけれども、古くなれば、だけれども1回調節するとまたしばらくの間は平行に刈れ る、こういうふうな機械ですから、その全然使われませんというふうな申し入れを議会にしたよ うでありますけれども、私どもチェックしているのは十分使えると、こういうものを機械は都度 新しいものを入れるなんていう話にはならないという考え方を持っていますので、使えるうちは使

委員長 佐々木委員	ってもらおうと、こういうことであります。 それと同時に、今、グラウンドの芝刈りとあれは今民間で使っていたものを、グラウンドのほうも実は中館のほうに大きな庭を持っている方が高齢者事業団に寄附してくれまして、それで今現在やっている。これも十分使わせていただいていると、こういうふうな状況ですから、機械についてはやはり新しいものは欲しいというのは分かりますけれども、これは機械の耐用年数ではありません。刈取りの寿命ですから、こういうものを勘案した中で更新とか、あるいは整備ができないというふうなものであれば入れ替えるとか、こういうことになるかと思います。まだ使えるうちは、十分使ってもらいたいと、こういうふうに思っています。 10番、佐々木委員 町長も芝刈りの実態をもう5年も前からそういった実態をつかんでおられるということは分かりました。 それで、私、社会教育委員という立場でこのパークゴルフも町民のコミュニティー、そしてまた健康増進といった観点から、大変有意義なスポーツであるというようなことで、5月の社会教育委員会の折に、どうもパークゴルフ場の管理状況よくないというような折で担当のほうから芝刈り機等については、総合グラウンド等を考え合わせた中で新しく更新していきたい。そして、またパークゴルフ場の芝についても、本当に今現在も私ども議会のほうにも要請来ておりますけれども、相当に傷んで、パークゴルフ場と言えるような状態でないというようなことで、補正ではあるけれども、予算提出していきたいということだったんですけれども、その件についても町長は予算計上されなかったということなんですけれども、併せて再度、機械、芝刈り機と芝張り替えやらなかったとか、その判断はどういうことで予算計上にならなかったんでしょうか。
----------------------	---

委 町	員 長	町長 今申し上げたとおり、機械はこれで使えなくなったとか、動かなくなったとか、全然使えないんだよというのであれば話分かりますよ。素人でも見て分かるんです。ただ、新しいの欲しいよという、そういう団体がどんどん新しいの欲しい、それに対応できるような財政ではありません。
委 佐々木	員 委員長	10番、佐々木委員 そういった経緯を受けて、私ども議会も実際に芝刈り機の担当、高齢者事業団の担当者等のほうにもお話を聞きました。あれ町長、2枚刃ではないんですよ、3枚刃で刈っているんですよ。その3枚刃で刈っている状況が、見事に段差がついた刈り取り状態になっているということで、一遍で済むところを三遍も四遍も苦勞しながら作業をされて、ある程度、使えるような状態に保っているということであります。そういったようなことを勘案しますと、委託料等についても、新しい機械であれば、時間的な部分を考え合わせると、もうちょっと金額的な部分でも委託管理料が少なくすることも可能でないかなというふうに、私は考えるところですけども、町長、その辺いかがでしょうか。
委 町	員 長	町長 パークゴルフの状況を見ましても、いかにどこで経費を節約するかということは常に考えております。昨年度から今の条例に基づく有料制というものも教育委員会には検討するように、そして、ここで予算にもありますように、このパークゴルフ場の利用する方の券の販売機まで設置をしたと、こういうふうな経緯でございますから、これらの券売機の状況を見ながら全体的にこれは有料にしたいというふうな検討も、今進めているところであります。

委 員 長 松 村 委 員	4 番、松村委員 1 9 7 ページで下のほう、レクの森遊歩道等草刈り委託料ということですのでけれども、年に何回くらい刈っているのか、また、距離的に何キロくらい刈って、誰に委託しているのか、ちょっと教えてください。
委 員 長 教 育 委 員 会 主 幹	教育委員会主幹 レクの森遊歩道草刈り委託ということで、歩道につきましては、遊歩道は1万4, 558メートルで年3回の草刈りを委託しております。それと、見本林、坂を上ってすぐあるんですけれども、見本林のほうは3. 36ヘクタールで2回の草刈りを行っております。委託業者につきましては、桧山林産協同組合様になっております。
委 員 長 松 村 委 員	4 番、松村委員 レクの森遊歩道が遊歩百選に何年か前に選ばれて、利用客といいますか、そのヒバのヒバ爺さん、そこまで行けるような状態になっているんでしょうか。
委 員 長 教 育 委 員 会 主 幹	教育委員会主幹 もちろん、ヒバ爺さんまでは行ける状況になっております。
委 員 長 松 村 委 員	4 番、松村委員 何か管理しているそうですけれども、年にどのくらいこの遊歩道に来られる方がいらっしゃるのかを、ちょっと分かっていたら教えていただきたい。
委 員 長 社 会 教 育 係 長	社会教育係長 歩道を利用している人数というのは、はっきりはちょっと把握はしていませんが、レクの森入林者が昨年度1, 113人いらっしゃいますので、それくらいの人数の利用があるのかなと考え

松	村	委	員	ております。
委	員	長		以上です。
委	員	長		分かりました。
				10款教育費について質疑ありませんか。（発言する声なし）
				それでは、11款災害復旧費について質疑ありませんか。204ページから205ページで
				す。
委	員	長		災害復旧費、質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
委	員	長		ないようですので、暫時休憩します。（：）
委	員	長		引き続き審議をいたします。（：）
委	員	長		12款公債費について質疑ありませんか。204ページから205ページです。
委	員	長		ありませんか。（ありませんの声あり）
委	員	長		ないようです。
委	員	長		13款予備費について質疑ありませんか。206ページから207ページです。
委	員	長		質疑はありますか。（発言する声なし）
委	員	長		それでは、ないようですので、歳出全般について質疑ありませんか。（発言する声なし）
委	員	長		それでは、全般に質疑ないものと判断します。
委	員	長		質疑を終結します。（委員長、歳入歳出全般質疑お願いいたしますの声あり）
委	員	長		それでは、歳入歳出全般、まだあるというようなことでございます。
委	員	長		それでは歳入歳出全般として質問を受けます。
委	員	長		10番、佐々木委員

佐々木委員	歳入２５ページです。昨日も質疑で言ったとおりですけれども、償還額５，６９８万円のことに對しまして、町長は事務執行管理者、そしてまた決算事務最高の責任者の立場であります。そういった中で、昨日も同じ質問をしたところですが、徴収期間平成９年から平成２３年間に１７万円しか納入なかったと、これについての明解な答弁がありませんでした。 再度、その部分についての御答弁をお願いいたします。
委員長 町長	町長 昨日も説明したとおり、この間の法的な措置の手続を進めた中で、最終的には皆さんも特別委員会の中で説明を受けているとおりに、ここの歳入の中に入っていないものもこの方からの徴収、弟さんからの寄附によって処理されたものは別会計で入っているわけ、一般会計のほうに。こういうものは、本来はこの人が直接払えばここから引かれているわけですが、これは別会計、寄附財産として町が販売しているから、これは別なところでその当時は歳入のほうに入っている、それは同じ受益者の扱いになるわけでありまして。だから、一銭も入っていないんじゃないくて、当時、委員会で十分中身も説明しているはずですが、４００万円くらいの販売、たしか入っているはず、その間も。 ですから、そういう今言われるように、この間全然入っていないだろうということではなくて、そういう別物もあるし、それからもう一つは、昨日から話ししておりますように、この人の名義上、この人の名義だけでも、実際は売買されて、もう所有権が変わっているのに、その人に賦課をされているというふうな例、Ａさんという方の負債も全部ここにかぶっているということ、それはもう既に売買されて、未登記のままになっている経緯からこの滞納というものが生じているということでありまして。そういうものの処理をしながら、この期間というのは少なくとも

委 員 長	時効を止めるのに、そして十勝管内のこの所有者にまで職員を派遣して、そしてこられの事務を進めた経緯というのは丸2年もあるわけですから、この間で町に最終的には寄附というふうな扱いの中でこれら进行处理をしたと、これは法的にこのやり方が一番いいだろうということで当時から進めたわけです。 こういうふうに、確かに亡くなって、死亡したものですからその相続権者が全て放棄をしたと、これは御案内のように民法上でも、相続税法上でも全部これはしようがない、法律に勝てない、それこそ扱いであります。それまで進めるのに、その経緯が処理するのに3年、5年じゃ、私は早かったと思っています。よくこの処理ができたなど、もう3件、4件が重なったわけですから。 ですから、そういうもののの中の推移の中で、当時の農業委員の方がいけば分かると思いますが、農地委員会が売買の扱いを拒否したというふうな経緯の中で裁判沙汰になったわけですから、そういうものをいかにスムーズに処理をするかという扱いの中で、この今回こういうことがなったということは、常々昨日から何回も言っている話でありますから、そういうことからこの人たち、この件については、そういう複雑な問題、売買の詐欺事件から、農地問題から、2つも3つもこの事件が重なった方ありますから、この中での処理が大変困難だったと、こういうことであります。 いずれにしても、このときの担当は十勝のほうまで行ってこの事務処理をしたと、そういうその時間をかけての処理でありましたから、この間何もしなかったわけではなくて、ちゃんとしていることはしている、法律的に動いていますと、昨日もそういう説明をしたところであります。 10番、佐々木委員
--------------	--

佐々木委員	受益者が亡くなって、相続財産管理人に委託されるまででの不納欠損と、そういった部分については私も理解いたしますけれども、あまりにも平成９年から２３年の１７万円の徴収しかなかったという部分については、渋田町長も平成１９年から町長という最高の執行管理という立場にあったわけですから、すぐさま手立てを講ずるのが正解だったろうというようなことを判断して、昨日も数々申し上げましたけれども、最高事務執行管理の立場の町長として義務責任を果たしていないと、私は判断せざるを得ない。 以上です。
委員長	答弁要りますか。
佐々木委員	ない。
委員長	７番、上戸委員
上戸委員	５５ページの収入について、もう一回伺いたいんですけれども、種子馬鈴薯選別施設の利用料なんですけれども、９５１万４，６３０円、種芋の作付面積が２５０町歩だとすると、２トンにも満たないと、反当たりね、この出荷数量というのはどこで把握して徴収したかということを、まず伺いたいというふうに思います。
委員長	農林商工課主幹
農林商工課主幹	まず、種芋の受入れに関しましては、ＪＡのほうで指定管理して受託しているというお話はしたと思います。その中で、ＪＡの選別料に上乗せしているという形ですので、あくまでＪＡの選別料のデータがあって、それに上乗せした形で徴収しているということになります。
委員長	７番、上戸委員
上戸委員	私、今日、昼休みに出荷数量何ぼだったというふうに聞いたんです。そうしたら、相当違うと

委員長 委員長 委員長 委員長 佐々木委員	いうふうに、数量幾らかということはいいませんけれども、相当違うような数字だったもので、今びっくりして質問した次第です。ですから、今、どうだこうだとはいいませんけれども、今年の執行に当たっては、その辺十分数量的なものを確認して徴収していただきたいというふうに思います。 答えは要りません。 あとほかに質疑はありませんか。 質疑を終結します。 討論に入ります。 10番、佐々木委員 令和元年度厚沢部町一般会計の認定につきまして、私は認定することに反対の立場から討論をさせていただきます。 令和元年度一般会計の決算において、厚沢部町始まって以来、3,889万2,000円という大きな金額が不納欠損額と提案されております。国営相和地区農地開発事業は基幹産業が農業の本町において、農地の拡大、農業者所得向上につながり、厚沢部町においても町道及び水道整備事業の公立補助を受けることで町財政の負担軽減につながり、町全体としては有益な事業であったことは疑う余地はないところです。しかし、今回、3,889万2,000円というその欠損額の要因となる事業者に対し、昭和47年からの計画実施段階において歴代担当者が適切な対応を行ったのか、大いに疑問でもあります。事業を行う前の当事者の農業規模、農業所得、さらには堅実な返済計画を鑑み、適切な助言をすべきであったと考えるのです。この当事者は、当初計画から工事を2回変更し、それに伴い事業費が大幅に高騰し、当時の農地価格に照らし合わせ
--	--

委員 長 委員 長 高田 委員	ても堅実な事業とは言えない状況でありました。歴代担当者はこの事業者の身の丈に合った事業規模を提案すべきであったと考えるものです。事業者が支払えない場合、国営事業に町が立替払いをする決まりとなっているが、償還に向け当初行っていたように、平成9年からの返済に対し積立てを継続するなど、滞納を出さないように町として返済計画を強力にすべきであった。そして、また町として努力を行ったものとする。 今となっては遅いことではございますけれども、渋田町長は平成23年に滞納額が確定後、渡島・桧山滞納整理機構でノウハウを経験した職員を中心に徴収に当たらせると言っておりましたが、平成19年の町長就任当初から町税の滞納に当たる職員もいたことから、国営事業の徴収に当たらせるべきであったと考えるものです。町が立て替えたお金は町民全体のお金です。それを歴代理事者はなくしたことになります。町行政の執行者には大きな責任があると思うものです。町が立替払いをして、不納欠損を出した一般会計の決算を認めることはできません。よって、私は令和元年度厚沢部町一般会計歳入歳出決算の認定については不認定とするものであります。 以上です。 賛成討論ありますか。 9番、高田委員 佐々木委員から、今、今回の認定については認められないという討論がございましたが、これまでの経緯を考えると、本当に過去の議会の中でももう数回、何度と分からないくらいこの説明を行ってきたわけです。なおかつ、我々の議会についても、当初は定例議会があるたびに説明をいただいております。なおかつ、昨年我が議会の中でも特別委員会を開き、現地調査をし、
--------------------------------------	---

委員長 委員長 香川委員	その答申をしたわけです。 そういう中で、もしこれを不認定という考えがあったのであれば、そういう考え方があったのであれば、そのところでそういう意見を申し述べ、そういう発言をして答えを出すと、特に佐々木委員はそのときの特別委員会の委員長だったわけですから、それを提案するだけの立場にもあったという中で、今、そのときにやらないで、今このときになってそれを認定しないという意見については、私は、いささかこういう考え方をすることについて、いかがなものかなというふうに考えます。 町長のみの責任ということではなく、確かに不納欠損が出るということは、町長、町部局も含め、我々議会としての責任も当然あるというふうに、これは考えなければいけません。ですから、そういう中で、その責任も含めて我々はこの決算を認めるというふうにしていかなければ、私はいけないというふうに考えております。不認定という態度に出るということに、私は大変遺憾な思いを持っております。今まで適正な説明をしてきた町部局、それに対応していた我が議会というものを含めて、これに賛成したいというふうに思います。 反対討論ありませんか。 6番、香川委員 私は今回の決算委員会において、反対の立場で討論いたします。 国営相和地区農地開発事業に係る3,889万2,000円という巨額の不納欠損についての部分で否認したいと思います。 今回の事項は、国営相和地区農地開発事業受益者負担金調査特別委員会の中で、この事業が始まる経緯から今回の不納欠損に至る経緯まで勉強させていただきましたが、この亡くなられた受
-----------------------------	---

委員長 委員 中山委員	益者の方が果たして誠意を持って町へ返済をしていたか疑問を呈します。 また、調査委員会の中で滞納額整理について不動産差押えによる売買や現金差押えによる徴収も、場合によっては行われていると報告を受けていますが、もっと早い段階で滞納整理機構に徴収をお願いするなど強制的な徴収に当たっていたら、この不納欠損額ももっと減っていたのではないかと感じます。この受益者負担金の滞納額は、まだ1億5,218万円ほど残されています。まだ未済の方々に対しては、もっと状況を深く受け止めて返済してほしい思い、そして何よりも償還期限内に苦しい思いをされて返済された受益者の心境を察すると、この不納欠損について安易に容認してはならないと思い、この決算委員会においては不認定の立場で討論させていただきます。 賛成の討論ありますか。 1番、中山委員 私が一番古い議員になってしまいましたけれども、その中で、当時、私は請願書の提出者ということで、私が委員長で責任議員で、佐々木副議長は副ということで、賛成者ということで当時請願書を出しました。 その当時に出したときに、私はその後、一般質問をした経緯がありますけれども、その中で町長には、私、澤田町長には、当時澤田町長だったと思います、に早めにやはり整理すべきだということで提案した経緯があります。 ですが、そのとき以来、この問題は大きく動かずにくっついてきた経緯にあります。ただ、その経緯の中で果たして町のやり方が間違っていたかということ、私は間違ったやり方はしてこなかったというふうに思っております。法にのっとった中できちんと徴収してきたということを私
----------------------------	--

委 員 長	は認めますので、この件については賛成したいと。
委 員 長	ほかに討論ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	討論を終結します。
委 員 長	これから、認定第 1 号令和元年度厚沢部町一般会計歳入歳出決算の認定について採決します。
委 員 長	この採決は起立によって行います。
委 員 長	なお、議決は出席委員の過半数です。
委 員 長	認定第 1 号令和元年度厚沢部町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり決すること に賛成の方は起立願います。（起立多数）
委 員 長	起立多数です。したがって、認定第 1 号令和元年度厚沢部町一般会計歳入歳出決算の認定は原 案どおり可決されました。（ありがとうございましたの声あり）
委 員 長	それでは、この時計で 3 時まで休憩いたします。（ 1 4 : 4 4 ）
委 員 長	休憩前に引き続き審議を続行します。（ 1 5 : 0 0 ）
委 員 長	認定第 2 号 令和元年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題 とします。
委 員 長	説明を求めます。
委 員 長	保健福祉課主幹
保 健 福 祉 課 主 幹	認定第 2 号 令和元年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について説明いたし ます。（議案内容説明記載省略）
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
委 員 長	審議の都合上、歳入と歳出に分けて質疑を賜ります。

委 員 長	歳入全般について質疑ありませんか。 2 1 6 ページから 2 2 5 ページです。（発言する声なし）
委 員 長	それでは、質疑がないものと認めます。
委 員 長	歳出全般について質疑ありませんか。 2 2 6 ページから 2 3 5 ページです。（発言する声なし）
委 員 長	質疑を終結します。
委 員 長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
委 員 長	討論を終結します。
委 員 長	認定第 2 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
委 員 長	異議なしと認めます。したがって、認定第 2 号 令和元年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり可決されました。（ありがとうございましたの声あり）
委 員 長	認定第 3 号 令和元年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。
委 員 長	議案の説明を求めます。
委 員 長	保健福祉課主幹
保 健 福 祉 課 主 幹	認定第 3 号 令和元年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。

委	員	長	審議の都合上、歳入と歳出に分けて質疑を賜ります。
委	員	長	歳入全般について質疑ありませんか。２４４ページから２４７ページです。（発言する声なし）
委	員	長	それでは、歳出全般について質疑ありませんか。２４８ページから２５１ページです。（発言する声なし）
委	員	長	ないようですので、質疑を終結します。
委	員	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
委	員	長	討論を終結します。
委	員	長	認定第３号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
委	員	長	異議なしと認めます。したがって、認定第３号 令和元年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり可決されました。（ありがとうございましたの声あり）
委	員	長	認定第４号 令和元年度厚沢部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。
委	員	長	議案の説明を求めます。
委	員	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長			認定第４号 令和元年度厚沢部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
委	員	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。

委員長	審議の都合上、歳入と歳出に分けて質疑を賜ります。
委員長	歳入全般について質疑ありませんか。２６０ページから２６７ページ及び２９０ページから２９１ページです。
委員長 佐々木委員	１０番、佐々木委員 ２６１ページです。 収入未済額ということで、現年分と過年度分ということで、普通徴収の保険料であります。 収入未済額は、この件数はどうなんですか。そしてまた、過年度については、何年からの何件になっておられるのでしょうか。
委員長 保健福祉係長	保健福祉係長 現年分の普通徴収は１件お一人分です。 過年度分、一番古いものは平成１５年の分。人数は１７名。
委員長 佐々木委員	１０番、佐々木委員 普通徴収ということなんで、現年については、まだ若いから望みはあるんですけども、過年度分については平成１５年という８０歳にもなっているというようなことであると、相当いろいろな手だてといたしますか、家族構成を含め、いろいろと手だてを考えていかなければならないと思うんですけども、その辺の実態はどういった状況になっておられるのでしょうか。
委員長 介護保険係長	介護保険係長 既にお亡くなりになられている被保険者の方もいらっしゃいますけれども、遺族、相続人も含めまして、債務のある方には連絡を差し上げて納付をいただくようお願いをしているというところでございます。

佐々木委員	支払いが不可能にならない限りは徴収に努めていきたいと考えてございます。
	国営相和の多額な金額じゃないですが、こういった積み重ねが大きい欠損額に結びつきます。
	ぜひ、誠意努力していただきたいというふうに思います。徴収に当たってね。
	以上です。
委員長	答弁要りますか。
佐々木委員	いいです。
委員長	歳入全般について質疑ありませんか。（発言する声なし）
委員長	それでは、歳出全般について質疑ありませんか。２６８ページから２８１ページ及び２９２ページから２９３ページです。（発言する声なし）
委員長	質疑を終結します。
委員長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
委員長	討論を終結します。
委員長	認定第４号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
委員長	異議なしと認めます。したがって、認定第４号 令和元年度厚沢部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり可決されました。（ありがとうございますの声あり）
委員長	認定第５号 令和元年度厚沢部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。
委員長	議案の説明を求めます。
委員長	建設水道課長

建設水道課長	認定第5号の令和元年度厚沢部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
委員長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
委員長	審議の都合上、歳入と歳出に分けて質疑を賜ります。
委員長	歳入全般について質疑ありませんか。302ページから307ページです。（発言する声なし）
委員長	それでは、歳出全般について質疑ありませんか。308ページから315ページです。
中山委員	1番、中山委員
中山委員	ページ数でいくと、多分311ページになると思うんですけども、水道施設の管理業務なんですけれども、先般、6月だったか7月に鶉地内において水道管の漏れということで、事故といえますか自然といえますかの工事がされましたけれども、ちょうどそのときに向かいのうちの本管から取り出す配水管の継ぎ目から漏れていたということで、その部分については町が持つべきなのか個人が持つべきなのか、町の説明では個人の責任だということなんですけれども、もうやはり鶉地内においてもかなりの年数がたっていますので、その取り付け部の漏水については町が持つべきものではないかなと思うんですけども、町側は、何とかこれは個人の責任だということで、大枚、金額は言いませんけれどもかかったと。どうも納得できないということで本人から、私もその現場見に行きましたけれども、なかなかこれは、今後あり得る話なんで、その辺について、現場に立ち会った方がいたらちょっと説明していただきたいというふうに思います。
委員長	建設水道課長
建設水道課長	まず、311ページの水道施設管理業務につきましては、これにつきましては、そういう水道

委 員 長 建設水道課主査	本管だとか、そういう住宅に行っている水道管の管理をしているものではありません。あくまでも、配水池、第一配水池とか、その辺の管理を年間委託業務で行っていることでございます。 それから、先ほどその水道本管から取り出している各家のそういうジョイント部分というんですか、その本管からのところにつきましては、基本的に水道本管にそこに取りに来てもらってそこから持っていつているものですので、財産的には個人の財産になるので、水道本管についてはうちのほうで当然直しますけれども、その行っているところにつきましては個人で負担と、それで今、数多くと言いますけれども、確かに年間約四、五十件くらいそういうことがあります。 その都度、当然お客さんのものですからというわけでお客さんに全部やってくださいというわけにはいかないのです、うちのほうで担当係長が、主査が立ち会って、それで現地を見せて納得していただいと。そして、今言われました方につきましても、確かに納得いかないということで役場のほうに来られまして、たしか私のほうとそれから担当係のほうで対応しました。それで、いろいろな今までのほかの物件のことだとか、いろいろなことを御説明いたしまして、納得しまして、やっていただいた業者さんと直接その金額の交渉をして、うちのほうはその金額については一切関わっておりませんので、直接やり取りしていただいて支払っていただいたこととなっていると思います。 それで、担当主査の現地に立ち会いましたその状況、ちょっと御説明させていただきます。 水道課主査 すみません、私立ち会ったんですけれども、分岐から若干離れたトラフの下の部分で漏れていました。 そこは給水管なので、個人の財産ということで個人負担でお願いしますということを伝えて、
--------------------------	---

委員長 中山委員	あとは業者のほうとあと個人の方で支払いのほうをお願いしてきた次第であります。 1 番、中山委員 私も現場を見に行っただけなんですけれども、本人は大変納得していなくて、よく納得したなど、今話を聞いていてびっくりしたんですけれども、これは今後、大変数多く発生する事例でないかなと思うんですよね。そうなったときに、本人がやはりこれ必ず持たなきゃ駄目なのか、町が料金をもっている関係で、そのつなぎ目の部分が古くなってきて剥がれてそこから漏れるということになったら、これはある程度、町半分、個人半分というような徴収の仕方をすべきでないかなと私は思っているんですけれども、大変本人は憤慨していたんですけれども、納得したということで課長が今説明しましたので、後で確認したいと思うんですけれども。 どうですか、これ、これからやっぱり中館みたいにもうかなり古くなってきている本管からの取り出しですから、あり得る話なんですね、これから。でも、それは全部やっぱり個人持ちということには、私は、ならないんじゃないかなと思うんですけれども。 ですから、やはりその辺の状態を見た中できちっとやっぱり判断をすべきでないかなと私は思うんですけれども、その辺は町長どのように考えますか。やはり、これは全部個人持ちと、個人で持つべきということになりますか。
委員長 町長	町長 水道の関係につきましては、従来からそういう規則に基づいて修繕等をしてきたということであります。 今、予算等も見てお分かりのとおり、今、厚沢部町では一番の投資の大きな事業であります。この事業関係を全て町内一円の中で整備し、新しいものと取り替えるという、取り替えたところ

委員長 建設水道課長	は恐らくそういうものがあまり起きてこないと思いますけれども、残っている地域には僅かでしょうけれども、そういうことが発生するということがあり得ます。ただ、今までの経過の中で個人差があります。 特に本管からすぐにジョイントでつないでいるような短い距離の方、あるいは自分のうちが本管から遠くて、ずっと自分で持っていていっているという方、こういう方が様々おります。そういう中で、じゃ、どれも破れたのが町と半分半分で整理するかということになると、ちょっとやはり疑問が出てくるわけであります。 いち早くとにかく今、新しい管に変われば、またジョイントもそれぞれ新しくなりますから、そういうその古い部分はなくなるということも考えられますので、やはり個人資産については個人で修繕をしていただくと。それで、段取り的な指導は、町がきちっと水道係がすると、こういうふうなことで進めざるを得ない、こういうふうに思います。 建設水道課長 今、町長の話どおり、今、本管随時、約20億円かけて令和6年までで本管も約37キロの本管を取り替えていきます。 その本管を取り替える際に、当然、今中山委員から御指摘のとおり、その本管から取っているところ、そこについてやり変えることについては、これについては、当然本管を取り替えるときに、幾らお客さんがその本管につないでいたとしても、それについては町のほうで本管を取り替えるわけですから、その分岐部分についても町のほうで取り替えるというようなことで、もう既に中館とかやっていて、今町長が言ったとおり、そういうところは20年、30年はもつと思います。
-----------------------	---

委員長 委員長 佐々木委員	でも、実際３０年後に、じゃ、そのところがどうなったか、それは町が施工したんだから、それはということになると思うんですけども、その辺については、やっぱり時代、時代に、そこは確かに、この本管工事をやったときに分岐を町で取り替えたんだから、町で直さなきゃならないとか、その辺については、今回の工事でもどこまではうちでやったかというものをきちっとデータ整理しておいて、２０年後、３０年後に引き継いでいきたいというふうに思っているのと、あと、確かにいろいろな、今言われましたように、いろいろな町、市役所だとかほかの町でもいろいろ考え方はあるんですけども、あくまでも町道部分の下に入っている、国道部分の下に入っている、道道部分の下に入っているところの本管から分岐している、その道道部分とか国道部分については市役所で持っているだとか、企業団が持つ財産範囲だとか、そういうようなことにはなっているんですけども、今までは厚沢部町としてはそういうことにはちょっとなっていないので、今後の課題として、これからこういう本管工事をいろいろ直していったときに、いろいろ個人の財産に手をつけるわけなので、その辺はきちっとデータ整理して、２０年後、３０年後に引き継いでいきたいなというところに、今、担当のほうとは話をしているところでございます。 あと、歳入全般について質疑ありませんか。 １０番、佐々木委員 ３１２です。 ただいまの水道施設ということで、工事費、当初予算で２億３，４００万円ほど見ているんですけども、４，３００万円ほど減額になっているんですけども、これで設備更新といった、令和６年までで問題なく工事は進んでいると判断してよろしいのでしょうか。
------------------------------	--

委員長 建設水道課長	建設水道課長 313 ページで、当初予算から4,000万円ほど下がっているわけですがけれども、工事については、これ、去年の補正予算のときに、これ補正予算で落としているんですがけれども、御説明したんですがけれども、ちょっと簡易水道と営農用水の国からの補助割合といいますか、そういうものが変わって、営農用水の補助率の高い補助金がいっぱいついて、そっちの工事を先にやることになった。なので、補助率の高い工事をやったんで、うちの一般財源の支払いが減ったと。計画は大体予定どおりだったんですがけれども、その割合です。 それから、今の令和6年までということの事業なんですがけれども、今20億円の、平成28年のときに御説明したとおり、約20億円の事業で進めております。そのうち、今年度までで約10億円の工事が終わりました。 ただ、10億円といいましても、ほとんどはこの役場の水道のところにあるところの盤、この盤だけでも6億円、7億円という工事ですので、管路についてはまだ中館とかあの辺の2、3キロしか進んでいないんですがけれども、全長で約36キロの本管をいじるわけで、来年度令和3年度、令和4年度、令和5年度で、一応今、令和5年度で終わるんじゃないかということなんですがけれども、ちょっと予算のつき方で令和6年度くらいなんですがけれども、ですから、このとおりあと残り10億円を4年でやるとなると2億5,000万円ずつの事業費で、今後簡易水道の事業割合が増えていきますので、町の負担のほうはちょっと多めになっていきます。 今のところは予定どおり、計画どおり補助金もついていまして、予定どおり進んでいるところでございます。 委員長 歳入全般について質疑ありませんか。（発言する声なし）
-----------------------	---

委 員 長	ないようですので、歳出全般について質疑ありませんか。 308 ページから 315 ページです。（ありませんの声あり）
委 員 長	質疑を終結します。
委 員 長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
委 員 長	討論を終結します。
委 員 長	認定第 5 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしと認めます。）
委 員 長	異議なしと認めます。したがって、認定第 5 号 令和元年度厚沢部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり可決されました。（ありがとうございますの声あり）
委 員 長	認定第 6 号 令和元年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。
委 員 長	議案の説明を求めます。
委 員 長	建設水道課長
建設水道課長	認定第 6 号の令和元年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
委 員 長	審議の都合上、歳入と歳出に分けて質疑を賜ります。
委 員 長	歳入全般について質疑ありませんか。 324 ページから 329 ページです。（発言する声なし）
委 員 長	それでは、歳出全般について質疑ありませんか。 330 ページから 335 ページです。（あり

			ませんという声あり)
委	員	長	質疑を終結します。
委	員	長	討論に入ります。(ありませんの声あり)
委	員	長	討論を終結します。
委	員	長	認定第6号、原案どおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なしの声あり)
委	員	長	異議なしと認めます。したがって、認定第6号 令和元年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり可決されました。(ありがとうございましたの声あり)
委	員	長	認定第7号 令和元年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計決算の認定について議題とします。
委	員	長	議案の説明を求めます。
委	員	長	病院事務長
病	院	事	認定第7号の令和元年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計決算の内容について御説明いたします。(議案内容説明記載省略)
委	員	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
委	員	長	審議の都合上、収入と支出に分けて質疑を賜ります。
委	員	長	収入全般について質疑ありませんか。7ページから8ページ及び14ページです。(発言する声なし)
委	員	長	それでは、支出全般について質疑ありませんか。9ページから13ページ及び14ページで

委員長 佐々木委員	す。 10番、佐々木委員 支出全般ということになるんですけれども、厚沢部国保病院の機能として、終末医療ということで、看取りという部分が大変重要ではないかなというふうなことで私も認識しているんですけれども、そういった中で、この平成31年、令和元年度のこの年度内に看取りというのは幾ら看取ったんですか。何人の方を。
委員長 病院事務長	病院事務長 令和元年度と、ちょっと令和2年度の数か月も含まれますが、看取りとして4件ほど当病院のほうで看取りをさせていただいております。 元年度と2年度と併せて4件です。
委員長 佐々木委員	10番、佐々木委員 4名って言ったけど、そのぐらいの人数なんですか。
委員長 病院事務長	病院事務長 はい、申し上げました4件という実績でございます。
委員長 佐々木委員	10番、佐々木委員 総括事項を見ますと、医師も8月に1名増えて、内科3名、外科1名という固定医もきちっと安定して、眼科も月何回というような診療体制ですけれども、入院患者については1.2パーセントの増、外来等についてもそんなに減っていない、1.0パーセントのマイナス状況であるというようなことですが、依然として病院の経営体質という部分は改善されない状況にあるということですが、そういった部分を受けて、今後医療法人等を含めて厚沢部国保病院が

委 員 長 町 長	どういふうな部分に持っていこうとしているのか、町長のお考えをお聞きしたいということで よろしくをお願いします。 町長 今、佐々木委員からお話がありました、厚沢部町の国保病院、そして乙部町の国保病院、北海道立江差病院、それから江差町の個人病院、上ノ国町の診療所、こういったものが一体となつて、今、南檜山の総合医療を考えるとということで進んでいるわけであります。 これは、厚沢部町の病院にとってどんな面が今の改善策になるのかということだろうと思うんですが、やはりこういう現状の中で、外来患者、入院患者が極端に少ない病院になってしまった、これは厚沢部町ばかりではなくて乙部町もそうですけれども、そういう病院のこれからの経営というものは１００パーセント持っていけない。 こういう中で、病院の効率のよい運営をするために、基幹病院である道立江差病院を核として、それぞれのネットを張りながら、患者のそれぞれの病院で対応できるもの、それから救急の道立に入れるもの、こういうふうなものをきちっと区分けをしてこれから病院経営に当たろうというのが今回の法人化の中身であります。 そういう中で、いろいろ国のほうも、まだ北海道では２か所目の改革整備をするということで、国のほうもえらい力の入れようでございます。ですから、この医療器具だとか医療施設の改修だとか、こういうものには国庫補助がつくというふうな有利性もありますし、あるいは、今まで道立は緊急病院でありましたから、厚沢部町の病院から入院患者あるいは外来患者を直接道立に突っ込むことはできませんでしたけれども、今度そういうものを一体にできるようなシステムに変えようと、こういうふうな、とにかくこの南檜山の中で利便性がある病院経営をしよう、そ
----------------------	--

			うというような目的を持って今この法人化に動いているものであります。 したがって、我々の期待するのは、道立江差病院が総合病院として全ての科目が医者がそろふこと、こういうものを我々は期待しながら要望しているところであります。 これ、札幌医大には今度対策室というものができましたので、これからの道立病院については、今まで以上に医者の配置があるだろうと、こういうふうに期待をしているものであります。 そういうことから、この病院経営、本来であれば今の決算を見たときでありますと、いつから倒産していなければならない病院であることは確かでありますけれども、こういう状態の中にも、住民は病院がなければならないというふうな意識を持っているわけでありますから、一般財源を投入しても病院は続けていきたい。ただ、その中で、その改革の中では、病院というのは19床のベッドを持って診療所という名前に変わる可能性もありますし、19床以上の20床以上のベッドを持つことは今の一般病院でなければ持てません。そういう中で、これから厚沢部町、乙部町、江差町、上ノ国町、こういうところの地域としてどう病院体制を持っていくかということは重大な考え方が必要になりますから、これは住民の皆さん方と大いにこれから議論しながら、厚沢部国保病院の方向を定めていくと、こういうことになるかと思います。
委	員	長	ほかに質疑ありませんか。（発言する声なし）
委	員	長	質疑を終結します。
委	員	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
委	員	長	討論を終結します。
委	員	長	認定第7号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

委	員	長	異議なしと認めます。したがって、認定第 7 号 令和元年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計決算の認定について、原案のとおり可決されました。（ありがとうございましたの声あり）
委	員	長	決算審査特別委員会に付託された令和元年度厚沢部町各会計歳入歳出決算 7 件について審査しましたが、特別委員会の審査結果については、7 会計いずれも可決であります。
委	員	長	以上で、議会決算審査特別委員会に付託された案件の審査、全部終了しました。
委	員	長	これをもって令和 2 年度厚沢部町議会決算審査特別委員会を閉会します。
委	員	長	御苦労さまでした。（ 1 6 : 1 5 ）